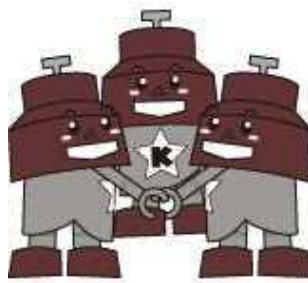


川口市男女共同参画年次報告書

令和 6 年度版

*** 男女共同参画社会の実現のための取り組み ***



川口市

目 次

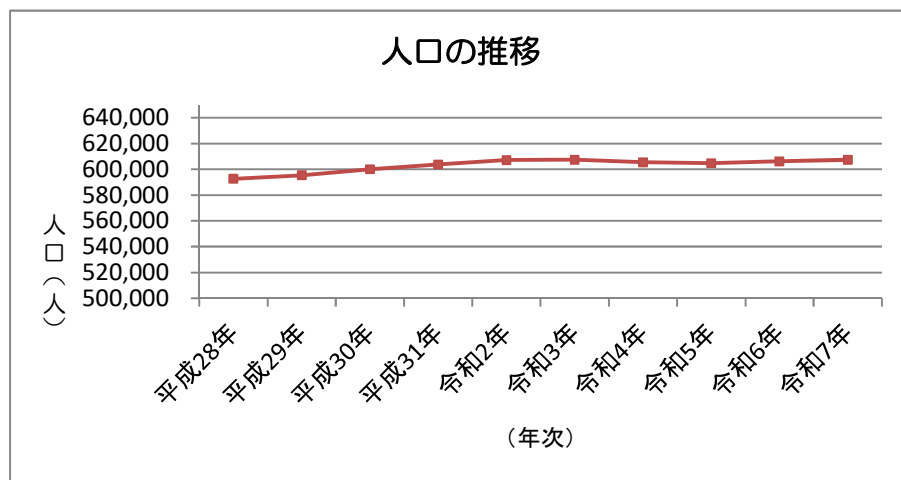
1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	川口市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	第3次川口市男女共同参画計画の体系・・・・・・・・	4
4	第3次川口市男女共同参画計画に基づく事業の実施状況・・・・・・・・	6
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり・・・・・・・・	6
	課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進・・・・・・・・	6
	課題2 教育の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・	9
	課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮・・・・・・・・	12
	基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり・・・・・・・・	14
	課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画・・・・・・・・	14
	課題2 女性のチャレンジ支援・・・・・・・・	16
	課題3 働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・	18
	課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援・・・・・・・・	20
	課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が 安心して暮らせる環境の整備と支援の充実・・・・・・・・	24
	課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進・・・・・・・・	37
	課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・	39
	課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重・・・・・・・・	48
	課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進・・・・・・・・	52
	男女共同参画社会実現のための推進体制の整備・・・・・・・・	54
5	推進指標の進捗状況・・・・・・・・	56
6	男女共同参画係の実施事業・・・・・・・・	58
資料		
	川口市男女共同参画推進条例・・・・・・・・	65
	男女共同参画の取り組み（年表）・・・・・・・・	70

1 趣旨

川口市では、あらゆる分野において男女がともに活躍する社会の実現をめざし、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を構築していくために、平成24年4月に「川口市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、同条例を実効あるものとするため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に展開することを目的として、平成25年4月に「第2次川口市男女共同参画計画」を策定し、平成30年度は、この計画の改訂を行い、令和5年4月に「第3次川口市男女共同参画計画」を策定したところです。これは、社会情勢の変化、各種法令や制度の改正、また新たな課題に対応するためです。

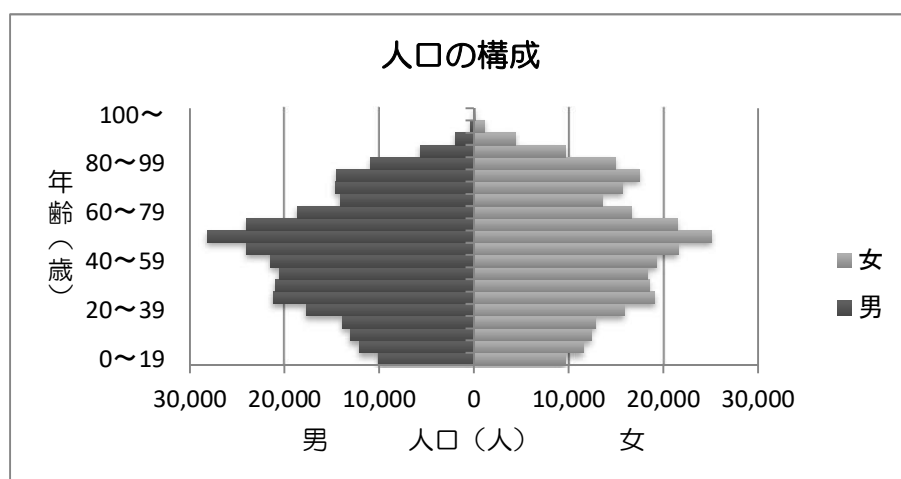
本書では、「川口市男女共同参画推進条例」第11条（報告書の作成）に基づく年次報告書として、男女共同参画に関するあらゆる施策及び事業の実施状況等をまとめました。

2 川口市の状況



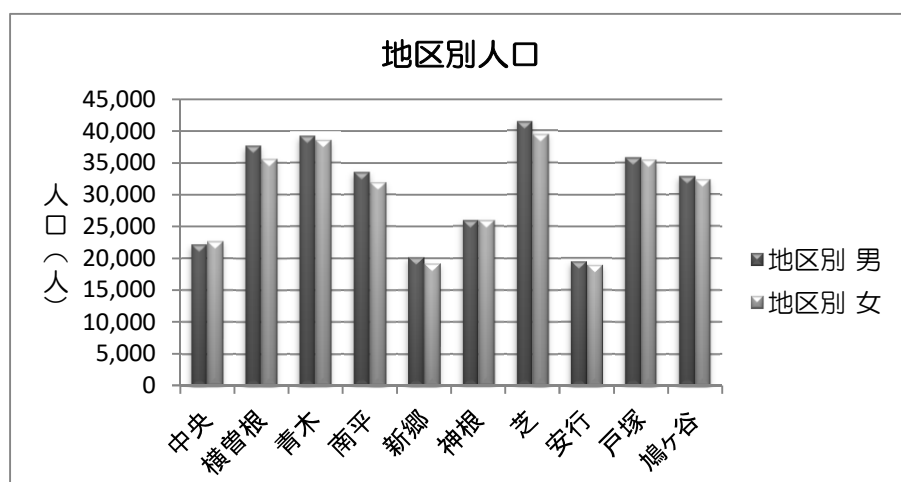
本市の人口は、令和7年1月1日現在607,447人で、平成23年の鳩ヶ谷との合併以降は増加していました。令和4年、令和5年と減少しましたが、令和6年以降は増加しています。

(各年1月1日現在)
資料：川口市統計



人口の構成は、令和7年1月1日現在男性307,870人、女性299,577人で、40歳代~50歳代の年齢層が多くなっています。

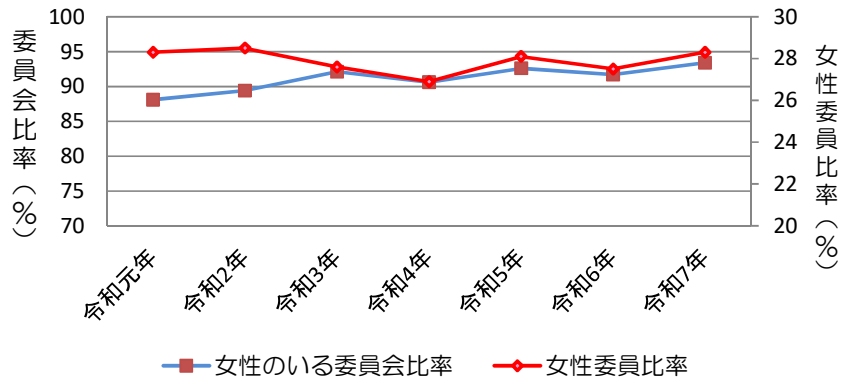
(令和7年1月1日現在)
資料：川口市統計



地区別の人口は、芝地区が80,831人、次いで青木地区の77,646人と多く、中央地区・神根地区以外は、男性人口が女性人口を上回っています。

(令和7年1月1日現在)
資料：川口市統計

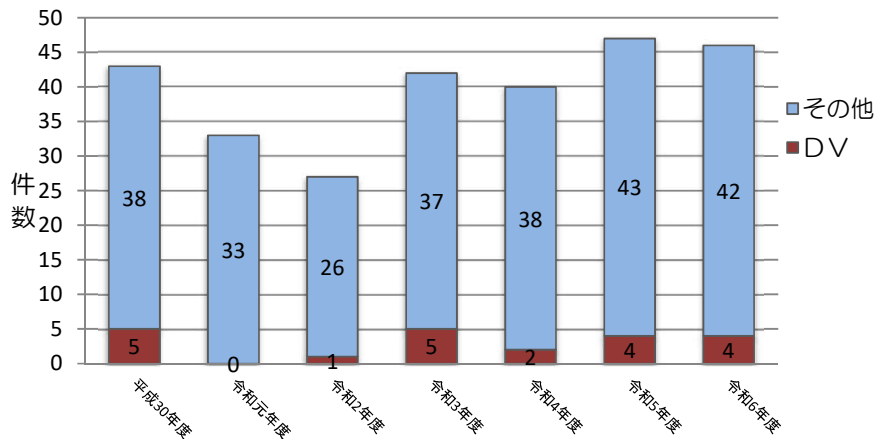
行政委員会・附属機関等の女性登用状況の推移



令和7年度の女性の登用率状況は、6つの行政委員会と175の附属機関等を含わせて28.3%と前年度より0.8ポイント上昇しています。また、女性委員のいる委員会の比率は、93.4%で前年度より1.7ポイント上昇しています。

(令和7年4月1日現在)
資料：協働推進課

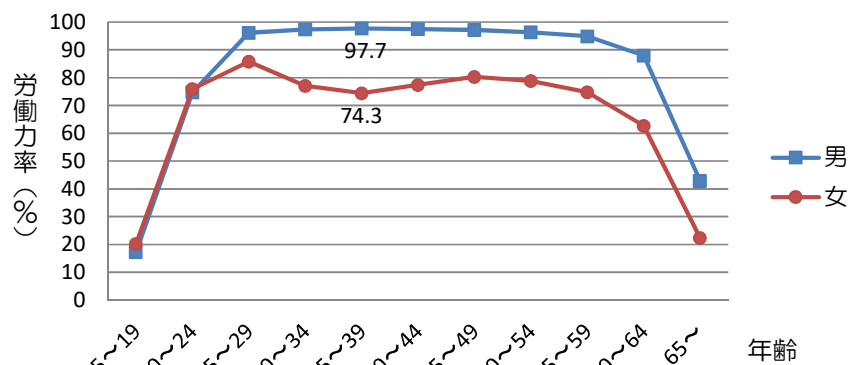
女性のための悩みごと電話相談 件数の推移



電話相談の内容は、気軽に相談することができる利点から、DVに限らず心理的な不安な気持ちなどの相談内容の件数が多くなっています。

資料：協働推進課

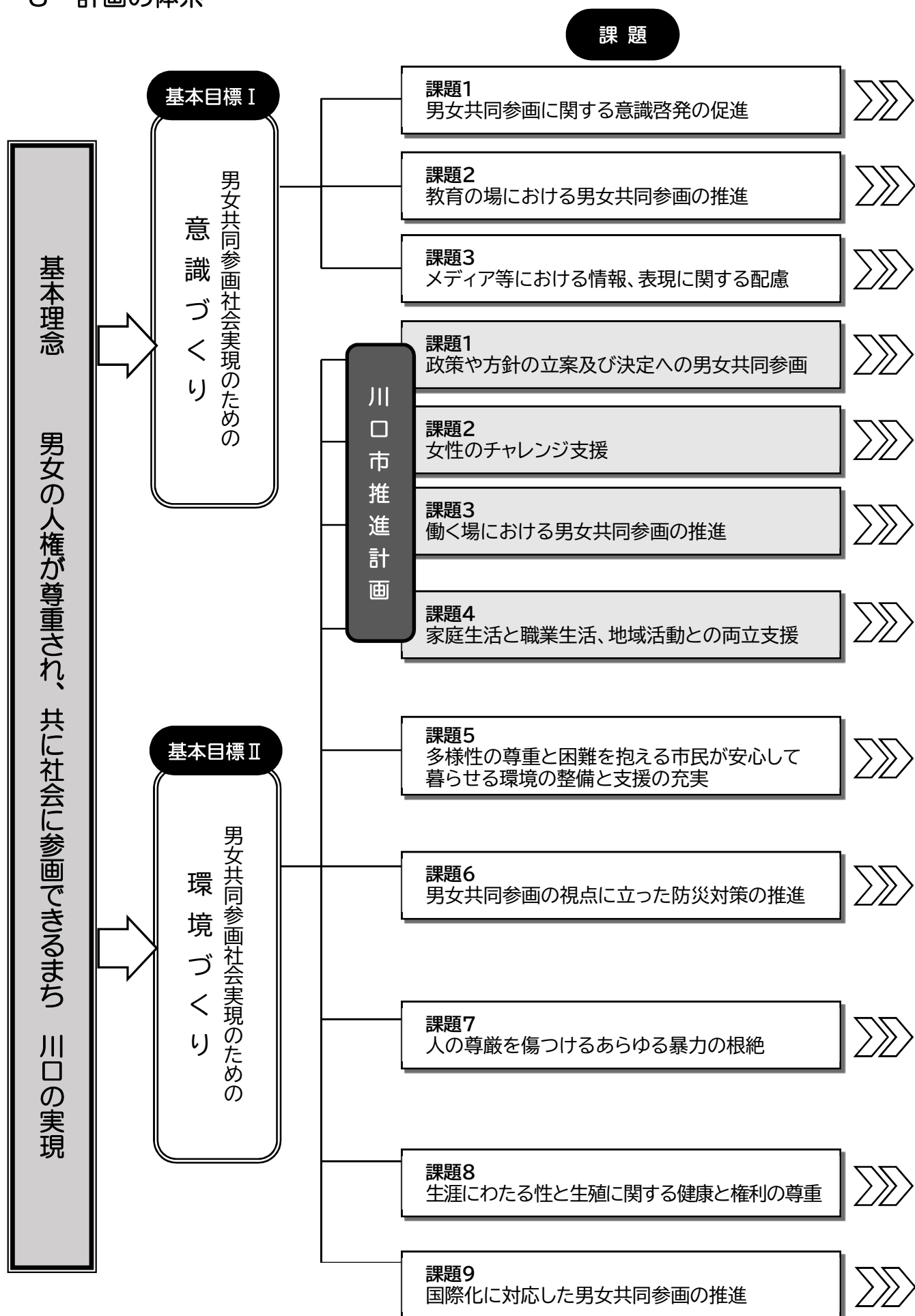
年齢階級別労働力率



本市の女性の労働力率は、30歳代を底とするM字を描いています。(35歳～39歳74.3%)
※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合

資料：総務省(令和2年国勢調査)

3 計画の体系



施策の方向



- 課題1 (1)性別による固定的役割分担意識*の解消と男女平等意識の浸透
(2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援
(3)男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供



- 課題2 (1)家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進
(2)性差にこだわらない学校教育の推進
(3)職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進



- 課題3 (1)メディアにおける男女の人権の尊重
(2)男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供
(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透



- 課題1 (1)市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
(2)事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進
(3)男女共同参画を進める人材や団体等の育成



- 課題2 (1)再就職を目指す人への情報と機会の提供
(2)女性のキャリアアップ支援
(3)学び直しの機会提供と環境整備



- 課題3 (1)働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
(2)女性が安心して働くことのできる就業環境の整備
(3)多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備



- 課題4 (1)家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進
(2)子育て、介護等への社会的支援
(3)家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進
(4)家庭生活における男女共同参画の促進
(5)地域活動における男女共同参画の促進



- 課題5 (1)高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援
(2)障害者が地域で安心して暮らせるための支援
(3)困難を抱えた女性などの自立支援
(4)ひとり親家庭の安定した暮らしへの支援
(5)性的マイノリティ*への理解の促進と暮らしやすい環境の整備
(6)外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援



- 課題6 (1)男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
(2)地域防災活動への女性の参画の促進
(3)男女共同参画の視点に立った災害時の対応
(4)災害復興時における男女共同参画の促進



- 課題7 (1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
(2)配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
(3)児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進
(4)セクシュアル・ハラスメント*等防止対策の推進
(5)性犯罪への対策の推進
(6)売買春への対策の推進
(7)人身取引*への対策の推進
(8)ストーカー行為*等への対策の推進



- 課題8 (1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着
(2)生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進
(3)性差に応じた健康支援の推進
(4)健康をおびやかす問題についての対策の推進
(5)女性のスポーツ活動支援



- 課題9 (1)男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進
(2)国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

4 第3次川口市男女共同参画計画に基づく事業の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(1) 性別による固定的役割分担意識の解消と男女平等意識の浸透

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
1	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(2)	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安を解消するための相談・支援体制の充実を図ることを目的としセミナーを開催した。	実施日: 令和6年7月13日 内容: 「助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー」 参加者数: 18人	協働推進課
2	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実)(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-5-(5), Ⅱ-8-(1)	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図るために開催した。	実施日: 令和6年12月21日 内容: 「親子で楽しく学ぶ～カラダとココロ～貼り絵ワークショップをとおし、自分らしさを知る」 参加者数: 8人	協働推進課
3	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(1), Ⅱ-4-(4)	男性の家庭・育児参画及び家庭生活における男女共同参画の促進を目的としてセミナーを開催した	実施日: 令和6年9月28日 内容: 男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座 参加者数: 24人	協働推進課
4	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(4)	結婚生活に悩んでいたり離婚を考えている女性が、離婚にかかわる法律問題について学ぶことを目的に開催した。	実施日: 令和6年11月30日 内容: 女性のための法律講座～離婚についての基礎講座～ 参加者数: 21人	協働推進課
5	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(8)	女性が自分で自分の身を守るために必要な心構えや、いざというときに身につけておく心安心な護身術について学ぶことを目的に開催した。	実施日: 令和6年4月27日 内容: ココロも守る女性のための護身術WEN-DO(ウェンドー) 参加者数: 19人	協働推進課
6	「育児をシェア!! ～みんなで楽しもう～」フォトコンテスト	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(1), Ⅱ-4-(4)	家庭生活における男女共同参画を促進するため、男性の育児や家事への参加推進を目的に開催。 (応募内容: 育児を楽しみながら行っていることがわかる写真)	応募: 8月28日～11月7日 表彰: 2月15日 入賞作品展示: 2月20日～3月19日 かわぐち市民パートナーズステーション	協働推進課
7	男女共同参画啓発誌	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), I-2-(1), I-2-(2)	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、世代に合わせた啓発誌・啓発付箋を作成し、配布した。	「カラフル」 対象: 中学1年生 「デートDV予防啓発付箋」 対象: 高校1年生	協働推進課
8	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), I-2-(1), I-2-(2)	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供した。	配布先: 市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・71号(9月発行) ・72号(3月発行)	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(1) 性別による固定的役割分担意識の解消と男女平等意識の浸透

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
9	「男女共同参画推進条例」の普及・啓発	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), 推進体制の整備	男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを目的とした本条例の普及・啓発を図った。	条例啓発パンフレットを男女共同参画コーナーに配架するとともに、ホームページに掲載した。	協働推進課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンジア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場糸物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～一名もなき労働とアンペイドワークに挑む』 参加者人数:370人	協働推進課
11	就職支援セミナー(女性向け)	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	I-1-(1), Ⅱ-2-(1)	雇用の促進及び改善を図るため、求職者を対象に、対象者別(若年者、就職氷河期世代、シニア、女性)の就職支援セミナーを開催し、就職活動をサポートした。	「女性向けセミナー」 実施日:6月11日、7月23日、8月27日、10月8日、11月12日、12月17日、2月4日、3月11日 会場:川口若者ゆめワーク「セミナールーム」 内容:女性と仕事に関する情報、求人情報の入手方法・キャリアプラン作成等のワーク 参加者:延べ101名	経営支援課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
12	男女共同参画苦情処理委員制度	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2)	市が実施する男女共同参画に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等を受け付ける制度 苦情処理委員:2名(大学准教授、弁護士)	苦情・意見等:0件	協働推進課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
15	法律相談	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2)	・女性のための法律相談 女性の様々な悩みに対し、広い視野に立ち、適切な助言をするとともに、法的アドバイスを女性弁護士が行った。	・女性のための法律相談件数:130件	市民相談室

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
16	男女共同参画関連情報の収集及び提供	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(3)	男女共同参画についての国・県・他市等の情報や資料等を収集し、市民へ情報提供及び啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)で、情報紙・啓発誌・書籍・チラシ等を展示・配布するとともに、ホームページに関連情報を掲載。	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
17	保育計画作成	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	I-2-(1), I-2-(2)	職員および児童が人権への理解を深められるよう、保育所保育指針に基づき、様々な人権に配慮した保育計画を作成し、実行するよう指導した。	認定こども園(5施設)、保育所(133施設)、小規模保育事業所(57施設)、事業所内保育事業所(4施設)において実施 ※保育所に関しては分園は含まない。 フォーマザー保育園:2~3歳児 フォーマザー保育園第1分園:0~1歳児 フォーマザー保育園第2分園:4~5歳児 本園を含む3園を1施設とみなす	保育運営課
18	保育士研修	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	I-2-(1), I-2-(2)	保育士の質の向上を目的に人権保育を含めた研修を実施した。	研修実施回数:全20回(うち対象研修2回) ○オンライン研修:多文化教育(ジェンダー) ○専門研修:保育士の労働環境とジェンダー・ステレオタイプとの関係	保育運営課
19	各学校に対する指導助言	II・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-2-(1), I-2-(2)	男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図った。	『指導の方向』(市教委が示す教育指針)に男女平等教育を掲載 ・学校の全教育活動を通じた組織的・計画的な推進	指導課
20	教職員に対する研修事業	II・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-2-(1), I-2-(2)	教職員を対象とした男女共同参画に関する内容の研修、啓発を図った。	・人権教育研修会の開催(研修に男女共同参画の視点を取り入れる)	指導課
7	男女共同参画啓発誌	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), I-2-(1), I-2-(2), II-5-(5)	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、世代に合わせた啓発誌・啓発付箋を作成し、配布した。	「カラフル」 対象:中学1年生 「デートDV予防啓発付箋」 対象:高校1年生	協働推進課
8	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), I-2-(1), I-2-(2)	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供した。	配布先:市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・71号(9月発行) ・72号(3月発行)	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 性差にこだわらない学校教育の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
7	男女共同参画啓発誌	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), I-2-(1), I-2-(2), II-5-(5)	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、世代に合わせた啓発誌・啓発付箋を作成し、配布した。	「カラフル」 対象:中学1年生 「デートDV予防啓発付箋」 対象:高校1年生	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 性差にこだわらない学校教育の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
8	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), I-2-(1), I-2-(2)	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供した。	配布先:市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・71号(9月発行) ・72号(3月発行)	協働推進課
17	保育計画作成	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	I-2-(1), I-2-(2)	職員および児童が人権への理解を深められるよう、保育所保育指針に基づき、様々な人権に配慮した保育計画を作成し、実行するよう指導した。	認定こども園(5施設)、保育所(133施設)、小規模保育事業所(57施設)、事業所内保育事業所(4施設)において実施 ※保育所に関しては分園は含まない。 フォーマザー保育園:2～3歳児 フォーマザー保育園第1分園:0～1歳児 フォーマザー保育園第2分園:4～5歳児 本園を含む3園を1施設とみなす	保育運営課
18	保育士研修	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	I-2-(1), I-2-(2)	保育士の質の向上を目的に人権保育を含めた研修を実施した。	研修実施回数:全20回(うち対象研修2回) ○オンライン研修:多文化教育(ジェンダー) ○専門研修:保育士の労働環境とジェンダー・ステレオタイプとの関係	保育運営課
19	各学校に対する指導助言	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-2-(1), I-2-(2)	男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図った。	『指導の方向』(市教委が示す教育指針)に男女平等教育を掲載 ・学校の全教育活動を通じた組織的・計画的な推進	指導課
20	教職員に対する研修事業	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-2-(1), I-2-(2)	教職員を対象とした男女共同参画に関する内容の研修、啓発を図った。	・人権教育研修会の開催(研修に男女共同参画の視点を取り入れる)	指導課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
21	盛人大学	Ⅵ・1 市民が元気に活動するための環境づくり	I-2-(3)	50歳以上のかたがたに交流と地域参加の機会を提供するとともに、活動や学び交流などを通して将来の社会貢献活動を担う人材育成を行った。	盛人大学 受講者:222人(9コース) 開講期間 4月7日～翌年2月23日(農業体験コース) 6月3日～翌年2月13日(農業体験コース以外) 講義平均日数 14.9日(農業体験コース以外) 15.9日(農業体験コース含む) 大学祭:11月17日 (会場:かわぐち市民パートナーステーション) 卒業式:令和7年3月9日(会場:フレンジア)	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

事業 番号	施策・事業名	第5次総合計画 の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
22	公民館等主催講座	Ⅱ・3 市民が自己 実現をめざせ る環境づくり	I-2-(3)	生涯にわたるさまざまな学習 機会を提供するため、主催講 座として実施した。	実施日:4月25日、5月23日、6月27日ほか8日 会場:生涯学習プラザ 内容:子育てホッとサロン 参加者:延べ92人 実施日:4月16日、5月21日、6月25日ほか7日 会場:戸塚公民館 内容:ベビーサロンin戸塚 参加者:延べ138人 実施日:4月19日、5月17日、6月21日ほか6日 会場:生涯学習プラザ 内容:赤ちゃんと一緒にふれあいセミナー 参加者:延べ138人	生涯学習課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

施策の方向(1) メディアにおける男女の人権の尊重

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
23	埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-3-(1)	県から委嘱を受けた青少年育成推進員及び青少年関係団体等が各地区の自主的なパトロール活動として県条例の普及啓発活動を行う。また、地域で青少年を守り育てる活動として、学校訪問、声かけ・あいさつ運動、非行防止パトロール、有害環境の浄化活動などを行う。	愛のひと声・あいさつ運動の実施(通年) 学校訪問の実施(通年) 非行防止キャンペーンへの参加	青少年対策室
24	非行防止キャンペーン	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-3-(1)	行政及び関係団体等が相互に協力・連携し、青少年の非行防止と健全育成の一層の推進を図る「青少年非行防止キャンペーン」を実施する。	非行防止街頭キャンペーン 実施日:7月4日、11月12日(実施日順) 場所:川口駅頭、東川口駅頭(実施日順) 参加者:77人、24人(実施日順) 非行防止キャンペーン「講演会」 実施日:令和7年1月17日 場所:鳩ヶ谷駅市民センター 多目的ホール 参加者:50人	青少年対策室
25	非行防止教室	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	I-3-(1)	各学校において、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、さまざまなメディアの危険性等について指導を行った。	小・中学校及び高等学校の、児童生徒全員が、非行防止強化期間中に1回以上非行防止教室に参加できるよう実施を促した。	指導課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
26	広報かわぐちの発行	Ⅵ・2 市民と行政の相互協力	I-3-(2)	市民参加のまちづくりを推進するため、市広報紙「広報かわぐち」を編集・発行し、市民と行政の情報の共有化を図った。	広報紙発行にあたり、表現・表記や人権、男女共同参画等に配慮し作成した。	広報課
27	男女共同参画の視点に立った広報紙等の作成	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-3-(2)	広報紙への掲載及びチラシ等の作成にあたっては、男女の人権や男女共同参画の視点に立ったものとなるように留意した。	・広報紙への掲載 女性のための悩みごと電話相談、女性のための相談窓口、男女共同参画のつどい、COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～、男女共同参画セミナー等 ・チラシの作成 男女共同参画のつどい、COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～、男女共同参画セミナー等 ・男女共同参画情報紙、啓発誌	協働推進課
28	公衆に表示する情報・表現に関する配慮	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-3-(2), I-3-(3)	公衆に表示する情報について、男女の人権に配慮した、男女共同参画の視点に立った表現・表記の浸透を図った。	「男女共同参画の視点からの表現ガイド」(埼玉県作成)を庁内ホームページに掲載。	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

事業 番号	施策・事業名	第5次総合計画 の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
28	公衆に表示する情報・表現に関する配慮	Ⅱ・4 互いに尊重・ 理解し合う環 境づくり	I-3-(2), I-3-(3)	公衆に表示する情報について、男女の人権に配慮した、男女共同参画の視点に立った表現・表記の浸透を図った。	「男女共同参画の視点からの表現ガイド」(埼玉県作成)を庁内ホームページに掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向(1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
29	定期人事	Ⅵ・3 行政経営の 基盤強化	Ⅱ-1-(1)	市女性職員のあらゆる組織への参画、多様な職域への配置の促進を図った。	男女の別なく必要な人材を必要な箇所へ配置。	職員課
30	派遣研修	Ⅵ・3 行政経営の 基盤強化	Ⅱ-1-(1)	男女の別なく各機関へ職員を派遣することにより、幅広い分野への女性参画につながる人材の育成を図った。	女性職員派遣者:27人(延べ人数) (自治大1人、市町村アカデミー8人、広域連合4人、その他14人)	職員課
31	職員研修(専門研修) ①	Ⅵ・3 行政経営の 基盤強化	Ⅱ-1-(1)	女性ならではのキャリア課題について考え、自分らしく組織で活躍していくために、自らの可能性や強みを把握し、さらなるキャリアアップへの意欲を高め、今後のキャリアビジョンの形成についてのヒントやスキルの習得を図った。	実施日:7月4日 研修名:女性職員キャリアサポート研修 対象者:主事、主任級の女性職員 受講者:27人	職員課
32	行政委員会・附属機関等への女性登用の促進	Ⅱ・4 互いに尊重・ 理解し合う環 境づくり	Ⅱ-1-(1)	審議会等への女性の登用を促進するため、目標値を設定のうえ毎年登用状況を調査し、庁内連絡会議等を通して女性の登用促進を図った。	目標値:35%(令和7年度) 登用率:28.3%(令和7年4月1日現在) (内訳)行政委員会:26.7%、附属機関等:28.3%	協働推進課
33	女性教員の学校運営への参加促進	総合計画の位置づけなし ②(人事については県教育委員会による)	Ⅱ-1-(1)	学校教育における女性管理職の登用の促進を図った。	女性小学校校長者数:15人 女性中学校校長者数:6人 女性幼稚園長者数:2人 女性小学校教頭者数:9人 女性中学校教頭者数:3人 (令和6年度4月1日時点)	学務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向(2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
34	交通安全母の会への支援	Ⅴ・2 安全・安心・ 快適な移動を 支える交通環 境の整備	Ⅱ-1-(2)	交通安全啓発活動などを行う、児童の母親等で構成される交通安全母の会に対して、啓発活動、各種街頭活動などの支援を行うとともに、交通安全活動を通して地域活動への参画を促した。	各事業及び活動に対する支援及び補助金の交付	交通安全対策課
35	「商工勤労ニュース」	Ⅲ・1 地域経済基 盤づくり	Ⅱ-1-(2)、 Ⅱ-3-(1)、 Ⅱ-3-(2)、 Ⅱ-3-(3)、 Ⅱ-4-(3)、 Ⅱ-7-(4)	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」を通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 1,000部×1回発行	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向(3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
36	川口の男女共同参画を考える会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-1-(3), 推進体制の整備	男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働してセミナーの企画・運営を行った。市は学習・研修機会の提供や能力を発揮できるよう支援を行った。	活動内容:定例会・部会の開催、セミナーの企画、 活動回数:定例会5回、部会10回、セミナー3種類 会員:25人 部会:地域・子育て部会、ワーク・ライフ・バランスを考える部会	協働推進課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンジア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場糸物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～一名もなき労働とアンペイドワークに挑む』 参加者人数:370人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(1) 再就職を目指す人への情報と機会の提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
37	チャレンジ支援のための情報提供	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-2-(1)	チャレンジしたい女性が必要な情報を入手できるように、市及び国・県・他市等の女性のチャレンジに関する情報を提供した。	女性のチャレンジに関するチラシ等を男女共同参画コーナー(キューボ・ラ本館棟M4階)に配架するとともに、ホームページにおいて市及び国・県等の情報を掲載。	協働推進課
11	就職支援セミナー(女性向け)	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	I-1-(1), Ⅱ-2-(1)	雇用の促進及び改善を図るため、求職者を対象に、対象者別(若年者、就職氷河期世代、シニア、女性)の就職支援セミナーを開催し、就職活動をサポートした。	「女性向けセミナー」 実施日:6月11日、7月23日、8月27日、10月8日、11月12日、12月17日、2月4日、3月11日 会場:川口若者ゆめワーク「セミナールーム」 内容:女性と仕事に関する情報、求人情報の入手方法・キャリアプラン作成等のワーク 参加者:延べ101名	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(2) 女性のキャリアアップ支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
38	女性の活躍・創業支援事業	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	Ⅱ-2-(2)	女性の働き方の一つとして起業に焦点をあて、起業に関心のある女性や起業を検討している女性の支援としてセミナーや交流会を開催し、市内での女性起業家のネットワークづくりを図る。	実施日:①5月29日、②7月5日、③9月11・19・26日・10月2・30日、④令和7年1月29日 会場:①、②、③(10月2・30日)、④メディアセブン、 ③(9月11・19日)青木会館、 ③(9月26日)ワークファンルーム 内容:①女性のための起業の悩みごと座談会 ②女性起業家によるパネルディスカッション ③3年先の夢を叶える 女性のための起業講座 ④起業したい女性のためのホームページ活用講座 参加者:計70人	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(3) 学び直しの機会提供と環境整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
39	保育所等の整備・管理運営	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-2-(3), II-4-(2)	女性の就労の増大、就労形態の変化等、保育需要の多様化に応え、保護者が安心して子育てと就労が両立できるよう保育所等の整備及び内容(乳児保育、延長保育、障害児保育、一時預かり)の充実を図った。	令和7年4月1日現在 施設数: 公設公営保育所26ヶ所(うち1ヶ所休所中)、 公設民営保育所15ヶ所、 民設民営保育所92ヶ所(分園を含まない)、 地域型保育事業所60ヶ所、 認定こども園8ヶ所、 認定定員:12,541人(保育定員のみ) 延長保育:200施設が実施(分園を含まない) 一時預かり事業 (保育所等に通っていない児童の利用): 公設公営保育所6ヶ所、 公設民営保育所3ヶ所、 民設民営保育所9ヶ所 で実施 一時預かり事業 (幼稚園等に在籍する児童の利用): 認定こども園8ヶ所、 新制度幼稚園3ヶ所 で実施	子ども総務課・保育運営課・保育幼稚園課
40	放課後子供教室	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-2-(3), II-4-(2)	共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を提供した。	小学校45校の計45箇所を実施。 市内10地区全てで実施。 (本町小学校・幸町小学校・上青木小学校・元郷小学校・飯塚小学校・芝小学校・新郷小学校・神根小学校・青木北小学校・領家小学校・飯仲小学校・並木小学校・安行小学校・戸塚小学校・芝西小学校・神根東小学校・朝日東小学校・芝富士小学校・新郷南小学校・根岸小学校・芝中央小学校・新郷東小学校・朝日西小学校・差間小学校・東本郷小学校・東領家小学校・安行東小学校・在家小学校・戸塚東小学校・戸塚北小学校・木曽呂小学校・戸塚綾瀬小学校・戸塚南小学校・鳩ヶ谷小学校・中居小学校・辻小学校・里小学校・桜町小学校・南鳩ヶ谷小学校・前川東小学校・慈林小学校・十二月田小学校・元郷南小学校・舟戸小学校・上青木南小学校)	生涯学習課
41	放課後児童クラブ	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-2-(3), II-4-(2)	保護者が就労している児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ事業を実施し、その充実に努めた。小学校全学年対象(特別支援学級児童も含む) 放課後から午後7時まで開室(夏休み等の平日の学校休業日は午前8時から)	設置校数(公設民営):52校 利用者:5,134人 平成27年度から対象学年を拡大し、全学年対象。 平成29年度から延長利用開始 18:30~19:00 (利用延長申請者のみ)	学務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
42	働く場における男女共同参画関係法令の周知	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-3-(1)	働く場における男女の均等な機会と待遇が確保され、男女間の格差が生じないように、関係法令の周知及び普及・啓発を図った。	男女雇用機会均等法・育児・介護休業法等の資料・チラシ等を男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に配架するとともに、ホームページにおいて関係法令等の情報を掲載。	協働推進課
43	家族経営協定締結推進事業	Ⅲ・4 魅力ある農業の振興	Ⅱ-3-(1)	家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりをするため、家族経営協定締結の推進及び周知を図った。	ホームページに家族経営協定の情報を掲載し制度の周知を図った。	農政課
35	「商工勤労ニュース」	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	Ⅱ-1-(2)、 Ⅱ-3-(1)、 Ⅱ-3-(2)、 Ⅱ-3-(3)、 Ⅱ-4-(3)、 Ⅱ-7-(4)	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」を通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 1,000部×1回発行	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
44	職員研修(専門研修) ②	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	Ⅱ-3-(2)、 Ⅱ-7-(4)	ハラスメントを他人事ではなく自分事として捉え、より良い職場環境をつくるための留意点及び防止策等について学ぶ講座を実施した。	実施日:8月1日～8月31日(動画視聴) 研修名:ハラスメント防止講座 対象者:ライン係長以上の職員等 受講者:397人	職員課
45	旧姓使用制度	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	Ⅱ-3-(2)	職員が能力を発揮しやすい職場環境を構築するための制度	職員が能力を発揮しやすい職場環境を構築するため、旧姓使用制度を実施。	職員課
46	院内保育室(医療センター職員用)	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	Ⅱ-3-(2)	川口市立医療センターに在籍する職員の子育てと職場復帰の支援及び看護師等の資格を持ちながらも現在働いていない潜在看護師の就労支援になる院内保育室事業	院内保育室利用児童:47人(内、一時保育利用児童11人) 院内保育室利用職員:35人(内、一時保育利用職員8人) 実績額:6,617,090円	病院総務課
35	「商工勤労ニュース」	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	Ⅱ-1-(2)、 Ⅱ-3-(1)、 Ⅱ-3-(2)、 Ⅱ-3-(3)、 Ⅱ-4-(3)、 Ⅱ-7-(4)	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」を通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 1,000部×1回発行	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

事業 番号	施策・事業名	第5次総合計画 の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
35	「商工勤労ニュース」	Ⅲ・1 地域経済基 盤づくり	Ⅱ-1-(2), Ⅱ-3-(1), Ⅱ-3-(2), Ⅱ-3-(3), Ⅱ-4-(3), Ⅱ-7-(4)	事業主及び勤労者に向けて、 複雑・多様化する労働問題に 関する知識を深めるとともに、 良好な就労環境を築くための 労働に関する関係法令や各種 制度について、「商工勤労 ニュース」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工 課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤 労ニュース」を通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 1,000部×1回発行	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
3	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(1), Ⅱ-4-(4)	男性の家庭・育児参画及び家庭生活における男女共同参画の促進を目的としてセミナーを開催した。	実施日: 令和6年9月28日 内容: 男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座 参加者数: 24人	協働推進課
6	「育児をシェア!! ～みんなで楽しもう～」フォトコンテスト	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(1), Ⅱ-4-(4)	家庭生活における男女共同参画を促進するため、男性の育児や家事への参加推進を目的に開催。 (応募内容: 育児を楽しみながら行っていることがわかる写真)	応募: 8月28日～11月7日 表彰: 2月15日 入賞作品展示: 2月20日～3月19日 かわぐち市民パートナーステーション (キューポ・ラ本館棟M4階)	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
47	地域包括支援センター運営業務	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	Ⅱ-4-(2), Ⅱ-5-(1)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、高齢者の総合相談窓口を設置し、介護・福祉・健康・医療等適切な方法で高齢者を支援するとともに、地域全体で高齢者を支えていくことができるよう、地域のネットワークを構築した。	市内の地域包括支援センター(20ヶ所)において実施 ・介護予防ケアマネジメント事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者、要支援の認定を受けた高齢者に対し、その人の状態に合わせた介護予防プランを作成した。 ・総合相談事業 介護、福祉、健康、医療など、高齢者やその家族の様々な相談に対応した。 相談件数: 128,140件 ・権利擁護事業 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等を行った。また、高齢者の人権や財産が守られるよう支援した。 相談件数: 2,889件 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域のケアマネジャー等への支援を行った。 相談件数: 2,214件	長寿支援課
1	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-4-(2)	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安を解消するための相談・支援体制の充実を図ることを目的としセミナーを開催した。	実施日: 令和6年7月13日 内容: 「助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー」 参加者数: 18人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

39	保育所等の整備・管理運営	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-2-(3), II-4-(2)	女性の就労の増大、就労形態の変化等、保育需要の多様化に 応え、保護者が安心して子育てと就労が両立できるよう保育所等の整備及び内容(乳児保育、延長保育、障害児保育、一時預かり)の充実を図った。	令和7年4月1日現在 施設数: 公設公営保育所26ヶ所(うち1ヶ所休所中)、 公設民営保育所15ヶ所、 民設民営保育所92ヶ所(分園を含まない)、 地域型保育事業所60ヶ所、 認定こども園8ヶ所 認可定員:12,541人(保育定員のみ) 延長保育:200施設が実施(分園を含まない) 一時預かり事業 (保育所等に通っていない児童の利用): 公設公営保育所6ヶ所、 公設民営保育所3ヶ所、 民設民営保育所9ヶ所 で実施 一時預かり事業 (幼稚園等に在籍する児童の利用): 認定こども園8ヶ所、 新制度幼稚園3ヶ所 で実施	子ども総務課・保育運営課・保育幼稚園課
40	放課後子供教室	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-2-(3), II-4-(2)	共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を提供した。	小学校45校の計45箇所を実施。 市内10地区全てで実施。 (本町小学校・幸町小学校・上青木小学校・元郷小学校・飯塚小学校・芝小学校・新郷小学校・神根小学校・青木北小学校・領家小学校・飯仲小学校・並木小学校・安行小学校・戸塚小学校・芝西小学校・神根東小学校・朝日東小学校・芝富士小学校・新郷南小学校・根岸小学校・芝中央小学校・新郷東小学校・朝日西小学校・差間小学校・東本郷小学校・東領家小学校・安行東小学校・在家小学校・戸塚東小学校・戸塚北小学校・木曽呂小学校・戸塚綾瀬小学校・戸塚南小学校・鳩ヶ谷小学校・中居小学校・辻小学校・里小学校・桜町小学校・南鳩ヶ谷小学校・前川東小学校・慈林小学校・十二月田小学校・元郷南小学校・舟戸小学校・上青木南小学校)	生涯学習課
41	放課後児童クラブ	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-2-(3), II-4-(2)	保護者が就労している児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ事業を実施し、その充実に努めた。小学校全学年対象(特別支援学級児童も含む) 放課後から午後7時まで開室(夏休み等の平日の学校休業日は午前8時から)	設置校数(公設民営):52校 利用者:5,134人 平成27年度から対象学年を拡大し、全学年対象。 平成29年度から延長利用開始 18:30~19:00 (利用延長申請者のみ)	学務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
54	育児休業制度・介護休業制度	VI・3 行政経営の基盤強化	II-4-(3)	子の養育又は家族の介護を行う職員の、仕事と家庭の両立を促進する職場環境の整備を図った。	育児休業利用:323人 育児短時間勤務利用:25人 短期の介護休暇利用:280人 子の看護利用:859人	職員課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
35	「商工勤労ニュース」	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	Ⅱ-1-(2), Ⅱ-3-(1), Ⅱ-3-(2), Ⅱ-3-(3), Ⅱ-4-(3), Ⅱ-7-(4)	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」を通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 1,000部×1回発行	経営支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(4) 家庭生活における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
55	ウェルカムBaby教室	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	Ⅱ-4-(4), Ⅱ-8-(2)	これから出産を迎える妊婦とその夫(パートナー)が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を知り、沐浴等の体験学習を行うことで、共に安心して出産、育児ができるようになることを目的に開催した。	対象者:教室受講時、市内在住で妊娠12週から31週6日の妊婦とそのパートナー 内容(実習):沐浴、妊婦疑似体験 実施回数:23回 参加者:1006人	保健所地域保健センター
56	みんなであそぼう! わらべうたとえほん	Ⅱ・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	Ⅱ-4-(4)	すべての子育て世帯に向けて(父・母・祖父母等を問わず)、わらべうたや絵本の読み聞かせに触れる機会を提供し、それらを通して子どもとコミュニケーションを取る楽しさ・大切さを知ってもらうとともに、図書館の利用を促すために開催した。	実施日:①令和6年6月2日 ②令和7年3月2日 会 場:中央図書館 内 容:絵本の読み聞かせや、わらべうたの実践 参加者:①8組(定員15組) ②10組(定員15組) 対 象:1歳から未就学までの子どもとその保護者	中央図書館
3	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(1), Ⅱ-4-(1), Ⅱ-4-(4)	男性の家庭・育児参画及び家庭生活における男女共同参画の促進を目的としてセミナーを開催した	実施日:令和6年9月28日 内容:男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座 参加者数:24人	協働推進課
4	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(1), Ⅱ-4-(4)	結婚生活に悩んでいたり離婚を考えている女性が、離婚にかかわる法律問題について学ぶことを目的に開催した。	実施日:令和6年11月30日 内容:女性のための法律講座～離婚についての基礎講座～ 参加者数:21人	協働推進課
6	「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」フォトコンテスト	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(1), Ⅱ-4-(1), Ⅱ-4-(4)	家庭生活における男女共同参画を促進するため、男性の育児や家事への参加推進を目的に開催。 (応募内容:育児を楽しみながら行っていることがわかる写真)	応募:8月28日～11月7日 表彰:2月15日 入賞作品展示: 2月20日～3月19日 かわぐち市民パートナーステーション (キュボ・ラ本館棟M4階)	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(5) 地域活動における男女共同参画の促進

事業 番号	施策・事業名	第5次総合計画 の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
57	青少年指導者養成講習会	Ⅱ・2 子どもの成長 をサポートする 基盤づくり	Ⅱ-4-(5)	青少年の健全育成に必要とされる体験活動において運営指導にあたる次世代を担うリーダーを養成した。	実施日:6月8日 場所:神根青少年野外活動広場 参加者:3人	青少年対策室
58	学校応援団	Ⅱ・2 子どもの成長 をサポートする 基盤づくり	Ⅱ-4-(5)	各学校の求めに応じて、学習活動への支援等を実施している。	授業の補助、部活動指導補助、環境整備等 川口市学校応援団 活動回数 小学校 13,038回 中学校 591回	生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
59	住民参加型福祉サービス事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(1), II-5-(2), II-5-(3)	高齢者や障害者、病気・けがのかた産前産後のかたがたが安心して暮らしていけるようなまちづくりを目的とした、住民相互の助け合い活動を実施した。 1.家事援助サービス 家事ができず、家族などからの支援も困難なかたの自宅に協力員を派遣し、有料で家事等を実施した。 2.ちょこっと困りごとサポート 日常生活のちょとした困りごとがあるかたの自宅に協力員を派遣し、有料でサービスを実施した。 3.食事サービス 食事の支度ができず、家族などからの支援も困難なかたに、有料で栄養バランスのとれた昼食の配食(日曜日を除く週6日)を安否確認も兼ねて実施した。 4.車いす貸出サービス 自宅で車いすが一時的に必要なかたに、車いすの貸し出しを実施した。 5.車いすステーション 一週間以内で車いすの貸出が必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすステーションの設置を実施した。 6.福祉車両貸出サービス 常時車いす利用者または歩行困難なかたに対し、福祉車両(スロープ式3台)の貸し出しを実施した。	1. 家事援助サービス 利用時間:2,759時間11分 2. ちょこっと困りごとサポート 利用件数:100件 3. 食事サービス 配食数:21,557食 4. 車いす貸出サービス 利用件数:415件 5. 車いすステーション 設置数:21カ所 利用件数:481件 6. 福祉車両貸出サービス 利用件数:269件	福祉総務課 (社会福祉協議会)
60	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の運営	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	II-5-(1)	指定管理者制度により、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、身体機能の低下等が認められる方に対し施設サービスを行い、福祉の増進を図った。	・川口市養護老人ホーム(サンテピア)(定員50名) ・川口市軽費老人ホーム(サンテピア)(定員50名)	長寿支援課 (社会福祉事業団)
61	家族介護継続支援事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	II-5-(1)	要介護(要支援)認定者や認知症、寝たきり等の心身機能の低下による失禁状態の高齢者に対し、紙おむつを自宅等に配送することで、家族の経済的・身体的負担の軽減を図った。	おむつ代を市が一部負担し宅配とすることで、家族等の負担の軽減を図った。 月1回宅配により支給。 宅配件数 延べ20,845件	長寿支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
62	高齢者住宅環境整備事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	Ⅱ-5-(1)	日常生活動作の低下した高齢者の在宅生活の利便を図るために、車いす段差解消機、階段昇降機の設置又は居室内等のトイレの新設工事に要した費用の一部を助成した。	・住宅改善整備費補助金 交付件数 9件	長寿支援課
63	高齢者生活支援事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	Ⅱ-5-(1)	高齢者が在宅で快適に生活できるよう支援を行った。	・ヘルパー派遣事業 派遣回数 1,604回 ・福祉機器貸与事業 貸与者数 介護ベッド25人 車いす5人 エアーマット0人 手すり14人 ・配食サービス 配食数 161,524食 ・寝具乾燥消毒事業 乾燥726回 洗濯113回 ・日常生活用具給付 杖23件 シルバーカー7件 電磁調理器2件 布団1件 火災警報器4件 ・ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業 宅配件数 延べ1,356件	長寿支援課
64	介護サービス相談員派遣事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	Ⅱ-5-(1)	介護サービス相談員が介護事業所へ訪問し、行政でも事業者でもない第三者の立場として、介護サービスの利用者や家族からの苦情や不満等を聞き、利用者と事業者との橋渡し役となり、問題の改善や介護サービスの質の向上を図った。	・介護サービス相談員の派遣件数 173件	介護保険課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
65	介護(介護予防)サービス等給付事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいがづくり	Ⅱ-5-(1)	介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで家族と共に尊厳のある自立した生活が送れるよう支援するため、訪問、通所等の介護サービスを1割から3割の負担で利用できるよう給付を実施した。	介護(介護予防)給付件数(延べ) ○訪問通所等サービス 451,510件 ・ホームヘルパー等が居宅に訪問しサービスを利用(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導) ・通所介護施設等へ通所により日帰りでサービスを利用(通所介護、通所リハビリテーション) ・日常生活の自立を助けるため福祉用具を貸与(福祉用具貸与) ○短期入所サービス 11,500件 介護老人福祉施設等に短期入所しサービスを利用(短期入所生活介護、短期入所療養介護) ○特定施設入居者生活介護 22,602件 有料老人ホーム等に入居しサービスを利用 ○福祉用具購入 1,726件 入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入時に利用 ○住宅改修 1,284件 手すりの取付けや段差解消等の住宅改修時に利用 ○居宅介護(介護予防)サービス計画 168,511件 介護サービスを利用するため計画書を作成 ○地域密着型サービス 38,316件 ・定員が29床以下の施設等に入居しサービスを利用(地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護) ・通所や訪問、短期入所を組合わせたサービスを利用(小規模多機能型居宅介護) ・認知症のかたがグループホームに入居、またはデイサービスを利用(認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護) ・日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により訪問介護看護を利用(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) ・定員が18人以下の通所介護施設を利用(地域密着型通所介護) ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組合わせたサービスを利用(看護小規模多機能型居宅介護) ○施設サービス 40,912件 特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床への入所等のサービスを利用(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)	介護保険課
66	訪問歯科健康診査	I・1 健康を育むまちづくり	Ⅱ-5-(1)	在宅で寝たきり等の理由により、歯科健康診査を受診することが著しく困難な高齢者や障害児・者等に対し、訪問による歯科健康診査を実施した。	受診者 78人	保健所健康増進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
67	就職支援セミナー(シニア向け)	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	Ⅱ-5-(1)	雇用の促進及び改善を図るため、求職者を対象に、対象者別(若年者、就職氷河期世代、シニア、女性)の就職支援セミナーを開催し、就職活動をサポートした。	「シニア向けセミナー(60歳以上)」 実施日:6月4日、7月9日、8月20日、10月1日、10月29日、12月10日、1月28日、3月4日 会場:川口若者ゆめワーク「セミナールーム」 内容:シニアの方に向けた就職活動のポイント、コミュニケーション、キャリアプラン作成等のワーク 参加者:延べ124人	経営支援課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンディア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場系物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～一名もなき労働とアンペイドワークに挑むー』 参加者人数:370人	協働推進課
47	地域包括支援センター運営業務	Ⅰ・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	Ⅱ-4-(2), Ⅱ-5-(1)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、高齢者の総合相談窓口を設置し、介護・福祉・健康・医療等適切な方法で高齢者を支援するとともに、地域全体で高齢者を支えていくことができるよう、地域のネットワークを構築した。	市内の地域包括支援センター(20ヶ所)において実施 ・介護予防ケアマネジメント事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者、要支援の認定を受けた高齢者に対し、その人の状態に合わせた介護予防プランを作成した。 ・総合相談事業 介護、福祉、健康、医療など、高齢者やその家族の様々な相談に対応した。 相談件数:128,140件 ・権利擁護事業 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等を行った。また、高齢者の人権や財産が守られるよう支援した。 相談件数:2,889件 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域のケアマネジャー等への支援を行った。 相談件数:2,214件	長寿支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
48	介護予防事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいがづくり	II-4-(2), II-5-(1)	要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者の把握及び心身機能の向上を図った。また、高齢者の生きがいがづくりや健康づくり、社会参加の促進等を行った。	①介護予防・生活支援サービス事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、対象者の運動器、口腔機能の向上を図るため運動教室等を実施した。 ・訪問型介護予防事業(短期集中C) 訪問者数 14人、訪問回数 119回 ・通所型介護予防事業(短期集中C) 健康運動教室:延べ543人 ②介護予防ケアマネジメント事業 高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防事業等が適切に提供されるよう支援等を行った。 ③介護予防把握事業 生活機能の低下が心配され、要介護状態に陥る危険が高いと思われる虚弱な65歳以上の高齢者を把握し、介護予防事業への参加を促した。 ・把握数 2,815人 ④介護予防普及啓発事業 介護予防のための個々の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の促進及び支援を行った。 各事業参加者 ・口腔教室 139人 ・健康アップ教室 372人 ・生き生きデイサービス 8,642人 ・介護予防ギフトボックス 237人 ⑤地域介護予防活動支援事業 ・高齢者元気づくり推進リーダー養成講座 24人 ・介護支援ボランティア登録者 242人	長寿支援課
49	高齢者相談事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいがづくり	II-4-(2), II-5-(1)	高齢者やその家族等からの在宅介護に関する各種の相談や、認知症に関する相談に対応した。	・認知症高齢者相談所 相談件数2,303件	長寿支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(2) 障害者が地域で安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
71	川口市緊急通報システムNET119の導入	V・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	Ⅱ-5-(2)	聴覚障害のあるかたや言語による通報に不安のあるかたが、自身の持つ携帯電話、スマートフォン、タブレットのインターネット接続機能を利用して119番通報をすることができるシステム、NET119を平成29年12月から導入した。	登録者数 80名 通報利用実績 4件	指令課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンディア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場糸物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～ —名もなき労働とアンペイドワークに挑む—』 参加者人数:370人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(2) 障害者が地域で安心して暮らせるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
59	住民参加型福祉サービス事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(1), II-5-(2), II-5-(3)	高齢者や障害者、病気・けがのかた産前産後のかたがたが安心して暮らしていけるようなまちづくりを目的とした、住民相互の助け合い活動を実施した。 1.家事援助サービス 家事ができず、家族などからの支援も困難なかたの自宅に協力員を派遣し、有料で家事等を実施した。 2.ちょっと困りごとサポート 日常生活のちょっとした困りごとがあるかたの自宅に協力員を派遣し、有料でサービスを実施した。 3.食事サービス 食事の支度ができず、家族などからの支援も困難なかたに、有料で栄養バランスのとれた昼食の配食(日曜日を除く週6日)を安否確認も兼ねて実施した。 4.車いす貸出サービス 自宅で車いすが一時的に必要なかたに、車いすの貸し出しを実施した。 5.車いすステーション 一週間以内で車いすの貸出が必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすステーションの設置を実施した。 6.福祉車両貸出サービス 常時車いす利用者または歩行困難なかたに対し、福祉車両(スロープ式3台)の貸し出しを実施した。	1. 家事援助サービス 利用時間:2,759時間11分 2. ちょっと困りごとサポート 利用件数:100件 3. 食事サービス 配食数:21,557食 4. 車いす貸出サービス 利用件数:415件 5. 車いすステーション 設置数:21カ所 利用件数:481件 6. 福祉車両貸出サービス 利用件数:269件	福祉総務課 (社会福祉協議会)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(3) 困難を抱えた女性などの自立支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
69	妊産婦・新生児訪問指導	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-5-(3), II-8-(2)	妊産婦・新生児訪問事業は安全な出産、また、新生児期の発育・栄養環境・疾病予防に留意し、適切な処置をとることで、乳児の健全な発育と産婦の健康及び育児支援を目的とし実施した。	対象者:市内在住の妊産婦及び新生児 内容:保健師または委託医療機関等の助産師が 家庭訪問し、必要な保健指導を行った。 訪問件数:延べ8,869件	保健所地域保健センター
70	マタニティキーホルダー配布	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-5-(3)	周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするために、妊産婦が交通機関等を利用する際にマタニティマークキーホルダーを身につけられるよう配布した。	対象者:川口市内に在住している者で妊娠届出書を提出した者 配布場所:地域保健センター、地域保健センター鳩ヶ谷分室及び各保健ステーション 計9か所 妊娠届出数:3,951件	保健所地域保健センター
72	地域生活支援事業②	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(3)	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者の保健衛生の向上、健康の増進及び介護者の一時的な休息等、障害者の日常生活や社会生活を支援した。	重度身体障害者入浴事業 延べ1,256件、実績額16,328千円 日中一時支援事業 延べ4,178件、実績額8,144千円 日常生活用具給付事業 延べ12,496件、実績額127,308千円	障害福祉課
73	自立支援給付事業②	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(3)	居宅介護・重度訪問介護・生活介護等障害者への介護給付費を支給した。	介護給付事業 利用者数3,951人、実績額6,316,213千円	障害福祉課
74	居宅改善整備費助成事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(3)	重度の身体障害者の居宅の一部を生活しやすいように改善する場合、その費用の一部を助成する。	重度身体障害者(児)居宅改善整備事業 延べ1件、実績額120千円	障害福祉課
75	地域生活支援事業①	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(3)	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者の社会参加及び自立促進等、障害者の日常生活や社会生活を支援した。	相談支援事業利用件数 延べ75,801件、実績額153,450千円 手話通訳者派遣事業利用件数 延べ1,429件、実績額27,969千円 要約筆記奉仕員派遣事業利用件数 29件、実績額1,104千円 広報紙等点字訳・録音委託事業 点字訳204部・録音版594組、実績額1,299千円 移動支援事業 利用時間数48,439.5時間、実績額166,754千円 自動車改造費補助事業利用件数 延べ5件、実績額500千円 運転免許取得費補助事業利用件数 延べ11件、実績額1,238千円	障害福祉課 (社会福祉協議会)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(3) 困難を抱えた女性などの自立支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
76	自立支援給付事業①	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(3)	共同生活援助・就労移行支援等障害者への訓練等給付費の支給や身体障害者のからだの不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするための補装具費の支給を行った。	訓練等給付事業 利用者数3,885人、実績額4,586,962千円 補装具費支給事業 交付418件・修理276件、実績額84,508千円	障害福祉課
77	障害者就労支援事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	II-5-(3)	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者の就労と生活を総合的に支援した。	障害者就労支援センター事業 就労者数64人、実績額9,900千円	障害福祉課
78	外国語版川口市家庭ごみの分け方・出し方	IV・3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進	II-5-(3)	異なる文化を持つ市民に対して、家庭ごみの分け方・出し方等を周知するため、分別排出に関する冊子を日本語含め9言語作成し、窓口等で配布した。	2025年3月改訂版を作成し配布した。	資源循環課
79	外国語版家庭系ごみステーション看板の作成と配布	IV・3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進	II-5-(3)	一般ごみステーション・資源物ステーションに掲示する看板等の外国語版を作成した。	●集積所表示看板 (英語、中国語、ハングル、トルコ語、タガログ語、ベトナム語) 一般ごみ:700枚、資源物:800枚 ●不法投棄防止看板 英語、中国語、トルコ語 計340枚 ※令和5年度までの作成枚数 ●集積所表示看板 8言語 (英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語) 一般ごみ:計5,250枚、資源物:計3,850枚 ●ゴミ出しマナー違反用ステッカー 日本語、英語、中国語、ハングル、トルコ語を併記:12,000枚 中国語:12,000枚、ハングル:12,000枚、トルコ語:12,000枚 ●ごみ集積所表示パネル 中国語:一般ごみ1,000枚、資源物500枚 トルコ語:一般ごみ500枚、資源物500枚 ●不法投棄防止看板 英語、中国語、ハングル、トルコ語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語 計950枚	収集業務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(3) 困難を抱えた女性などの自立支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンジア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場糸物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～一名もなき労働とアンペイドワークに挑む』 参加者人数:370人	協働推進課
59	住民参加型福祉サービス事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3)	高齢者や障害者、病気・けがのかた産前産後のかたがたが安心して暮らしていけるようなまちづくりを目的とした、住民相互の助け合い活動を実施した。 1.家事援助サービス 家事ができず、家族などからの支援も困難なかたの自宅に協力員を派遣し、有料で家事等を実施した。 2.ちょこっと困りごとサポート 日常生活のちょっとした困りごとがあるかたの自宅に協力員を派遣し、有料でサービスを実施した。 3.食事サービス 食事の支度ができず、家族などからの支援も困難なかたに、有料で栄養バランスがとれた昼食の配食(日曜日を除く週6日)を安否確認も兼ねて実施した。 4.車いす貸出サービス 自宅で車いすが一時的に必要なかたに、車いすの貸し出しを実施した。 5.車いすステーション 一週間以内で車いすの貸出が必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすステーションの設置を実施した。 6.福祉車両貸出サービス 常時車いす利用者または歩行困難なかたに対し、福祉車両(スロープ式3台)の貸し出しを実施した。	1. 家事援助サービス 利用時間:2,759時間11分 2. ちょこっと困りごとサポート 利用件数:100件 3. 食事サービス 配食数:21,557食 4. 車いす貸出サービス 利用件数:415件 5. 車いすステーション 設置数:21カ所 利用件数:481件 6. 福祉車両貸出サービス 利用件数:269件	福祉総務課 (社会福祉協議会)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(4) ひとり親家庭の安定した暮らしへの支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
68	ひとり親家庭自立支援給付金事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-5-(4)	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援策を着実に効果的に実施し、ひとり親家庭の雇用が促進されるようにした。また、養育費の履行確保に向け支援を実施した。 ①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のための講座を受講し、修了したときに、教育訓練給付金を支給した。 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母又は父が看護師等の資格取得のため、6ヶ月以上養成機関等で修業する場合に、修業期間のうち一定の期間について訓練促進給付金を支給した。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に修了支援給付金を支給した。 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母、父又はその家庭の20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、修了・合格したときに給付金を支給した。 ④養育費確保支援事業 ・事業内容 養育費の取決めを行うひとり親に対し、継続した履行確保を図ることを目的に、養育費に関する公正証書等の作成をする際にかかった費用を補助した。	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・支給決定件数 7件 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・支給決定件数 34件 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・支給決定件数 3件 ④養育費確保支援事業 ・支給決定件数 39件	子育て支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(5) 性的マイノリティへの理解の促進と暮らしやすい環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
2	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実)(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-5-(5), Ⅱ-8-(1)	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図るために開催した。	実施日:令和6年12月21日 内容:「親子で楽しく学ぶ～カラダとココロ～貼り絵ワークショップをとおり、自分らしさを知る」 参加者数:8人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(6) 外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
80	日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-5-(6)	進学を希望しながら、入試制度の知識不足や言葉の壁のために進学をあきらめている外国籍生徒やその保護者に対して、入試や学校生活・学費などの進学に関する基本的な情報提供・支援を行った。	実施日:8月24日(土) 会場:かわぐち市民パートナーズステーション 内容:高校の教諭による説明・アドバイス 参加者:86人	協働推進課
81	日本語ボランティアの育成	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-5-(6)	市内で開催しているボランティア日本語教室などで、外国人に日本語を教えるボランティア養成のための「日本語ボランティア入門講座」と「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催した。	実施日:6/28、7/5、7/19、7/26 内容:日本語ボランティア入門講座 受講者:40人 実施日:1/31、2/7、2/14 内容:日本語ボランティアレベルアップ講座 受講者:12人	協働推進課
82	日本人住民・外国人住民双方に対する川口市多文化共生オンラインマガジン「発見!川口」	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-5-(6)	「外国人生活ガイド」において、日本人住民・外国人住民に日常生活・異文化情報等を発信。公募の編集委員の協力により月1回(全13記事)作成。	月1回発信(全13記事)	協働推進課
83	国際交流員の配置	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-5-(6)	国際交流や多文化共生事業の推進を目的として配置し、外国人住民の生活支援及び市民の異文化理解のための交流活動や多文化共生推進事業の事務等の推進を図った。	国際交流員 3名配置 (日本語・中国語・英語)	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

施策の方向(6) 外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
84	外国人相談窓口の設置	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-5-(6)	多言語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行った。 対応言語: 日本語(やさしい日本語)・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・トルコ語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・ミャンマー語・クメール語・ヒンディー語・フランス語・ロシア語・ドイツ語・イタリア語・マレー語・モンゴル語・シンハラ語 <国際交流員> 火曜日から土曜日…中国語・英語 <外国人相談員> 火曜日…タガログ語 水曜日…韓国語 木曜日…トルコ語(本庁舎出張窓口) 金曜日…英語 第2・4土曜日…ベトナム語	・相談件数 689件	協働推進課
85	三者間同時通訳業務の導入	V・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	Ⅱ-5-(6)	119番通報時等における多言語対応を委託する三者間同時通訳業務を平成30年4月から導入した。 24時間365日対応。	通報利用実績 12件	指令課
86	多文化共生コーナーの設置	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-5-(6)	多言語に翻訳した行政情報や、ボランティア日本語教室の一覧表、多文化に関連した雑誌などを設置し、情報提供を行った。	かわぐち市民パートナーステーション(キューポラ本館棟M4階)内に設置	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
87	地域防災計画	V・2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	II-6-(1), II-6-(3)	防災会議が策定する計画で、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とし実施した。 地域防災計画の改定により、計画の基本方針に「男女共同参画の視点への配慮」の項目を追加し、計画のすべての事項を通じて、被災時や地域防災活動において男女共同参画の視点を取り入れ実施した。	地域防災計画を市ホームページへ掲載。 防災訓練、防災講座及び防災講習等を通じて広報。	危機管理課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(2) 地域防災活動への女性の参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
88	女性防災リーダー育成の推進	V・2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	II-6-(2)	地域防災活動への積極的な女性の参画を促進するため、女性防災リーダーの育成を推進した。	防災リーダー認定講習 令和6年度 女性修了者:217名	危機管理課
89	川口市消防団員募集事業	V・2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	II-6-(2)	川口市消防団活性化計画の一環として広く市民ニーズに応えるため、女性消防団員を継続して募集。市民に信頼される団員を目指し、訓練、研修等により、育成指導を図った。	・女性へ向けた入団募集ポスターの掲示・配布を実施。 ・女性団員を含む消防団員研修を実施。 川口市消防団員募集事業 (令和7年4月1日現在 女性消防団員34名)	消防総務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
90	男女共同参画の視点に立った防災対策の啓発	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	II-6-(3), II-6-(4)	男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、啓発や情報提供を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国・県等が作成した資料や書籍を配架するとともに、国の災害対応についてホームページへ掲載。	協働推進課
87	地域防災計画	V・2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	II-6-(1), II-6-(3)	防災会議が策定する計画で、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とし実施した。 地域防災計画の改定により、計画の基本方針に「男女共同参画の視点への配慮」の項目を追加し、計画のすべての事項を通じて、被災時や地域防災活動において男女共同参画の視点を取り入れ実施した。	地域防災計画を市ホームページへ掲載。 防災訓練、防災講座及び防災講習等を通じて広報。	危機管理課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(4) 災害復興時における男女共同参画の促進

事業 番号	施策・事業名	第5次総合計画 の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
90	男女共同参画の視点 に立った防災対策の 啓発	Ⅱ・4 互いに尊重・ 理解し合う環 境づくり	Ⅱ-6-(3), Ⅱ-6-(4)	男女のニーズの違いに配慮 し、男女共同参画の視点に 立った防災対策を推進するた め、啓発や情報提供を行った。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4 階)に国・県等が作成した資料や書籍を配架 するとともに、国の災害対応についてホーム ページへ掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
92	DV相談担当職員研修	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1)	DV相談業務に関わる職員の専門性の向上を図るため、埼玉県等が主催する研修へ参加した。	主催:埼玉県 実施日:11月24日 動画配信:12月6日～12月28日 内容:DV防止フォーラム2024	協働推進課
93	ハーグ条約	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-9-(1)	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めに対応した。(子育て相談課が窓口となり、関係課に照会し回答。)	照会件数:0件	子育て相談課
5	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(8)	女性が自分で自分の身を守るために必要な心構えや、いざというときに身につけておく心安心な護身術について学ぶことを目的に開催した。	実施日:令和6年4月27日 内容:ココロも守る女性のための護身術WEN-DO(ウェンドー) 参加者数:19人	協働推進課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課
95	女性に対する暴力をなくす運動啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2)	内閣府、男女共同参画推進本部が主唱する毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を行った。	・男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)において、DVパネル展、書籍展示、啓発ティッシュ・パープルリボンの配布などを実施。 ・女性に対する暴力をなくす運動(11月)中に啓発缶バッジを川口市役所職員が着装。(児童虐待防止月間と共同)	協働推進課
96	DV被害者等に対する支援事業	総合計画の位置づけなし ③(住民基本台帳事務に係る支援措置)	Ⅱ-7-(2)	ドメスティック・バイオレンス被害者や子供に対する暴力、ストーカー被害者に対応するため、関係機関と連携して住民票等の加害者への発行禁止を実施した。	支援措置に基づく住民票の取扱 申請件数 982件(うち継続 515件)	市民課・各支所・川口駅前行政センター
97	DV被害者への支援②	Ⅰ・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	Ⅱ-7-(2)	ドメスティックバイオレンスにより、緊急に保護を要する場合に福祉施設等にて一時的に保護を行った。また、福祉施設を出た後の自立に向けた生活基盤の確保および安定した生活に向けた生活保護の適用を行った。	ドメスティックバイオレンスの被害者に対し、一時避難場所からの居宅設定・生活保護の適用および居宅設定先での生活保護移管手続きを行った。 1件	生活福祉1課・2課
98	DV被害者への支援①	Ⅰ・2 健やかな子育て・育ち環境づくり	Ⅱ-7-(2)	家庭内における、夫などからの暴力により保護を必要とする母子に対し、県内の生活支援施設や関係機関と連携を図りながら、緊急一時保護の対応をした。	母子緊急一時保護 0世帯	子育て相談課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
99	児童虐待防止啓発事業	Ⅱ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	Ⅱ-7-(3)	児童虐待防止について広く市民に周知した。	・児童虐待防止月間(11月)中に啓発缶バッジを川口市役所職員が装着。 ・広報紙、キャスティビジョン等にて児童虐待防止について周知。 ・川口駅東口、西口での街頭キャンペーン ・公営競技事務所との共催による啓発活動	子育て相談課
100	要保護児童対策地域協議会	Ⅱ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	Ⅱ-7-(3)	被虐待児を始めとする要保護児童等を早期に発見し関係機関と連携・協力を図りながら、適切な支援を行った。 ・構成機関 福祉、保健、医療、教育、司法等の18機関	・代表者会議1回 ・実務者会議全32回 ・個別ケース会議120回 ・研修会2回	子育て相談課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンジア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 ・フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場系物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～一名もなき労働とアンペイドワークに挑む』 参加者人数:370人	協働推進課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所		実績(令和6年度)	担当課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
35	「商工勤労ニュース」	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	Ⅱ-1-(2), Ⅱ-3-(1), Ⅱ-3-(2), Ⅱ-3-(3), Ⅱ-4-(3), Ⅱ-7-(4)	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」を通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 1,000部×1回発行	経営支援課
44	職員研修(専門研修) ②	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	Ⅱ-3-(2), Ⅱ-7-(4)	ハラスメントを他人事ではなく自分事として捉え、より良い職場環境をつくるための留意点及び防止策等について学ぶ講座を実施した。	実施日:8月1日～8月31日(動画視聴) 研修名:ハラスメント防止講座 対象者:ライン係長以上の職員等 受講者:397人	職員課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(5) 性犯罪への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
5	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(1), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(8)	女性が自分で自分の身を守るために必要な心構えや、いざというときに身につけておくことと安心な護身術について学ぶことを目的に開催した。	実施日:令和6年4月27日 内容:ココロも守る女性のための護身術WEN-DO(ウェンドー) 参加者数:19人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(5) 性犯罪への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キューボ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(6) 売買春への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(6) 売買春への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(7) 人身取引への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(7) 人身取引への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
93	ハーグ条約	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-9-(1)	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めに対応した。(子育て相談課が窓口となり、関係課に照会し回答。)	照会件数:0件	子育て相談課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(8) ストーカー行為等への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
5	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(8)	女性が自分で自分の身を守るために必要な心構えや、いざというときに身につけておく心安い護身術について学ぶことを目的に開催した。	実施日:令和6年4月27日 内容:ココロも守る女性のための護身術WEN-DO(ウェンドー) 参加者数:19人	協働推進課
13	女性総合相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	女性相談支援員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜～金曜 午前10時～午後5時 相談員:火曜～金曜 各1名 相談件数:434件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向(8) ストーカー行為等への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
14	女性のための悩みごと電話相談事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(2), Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日:毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員:NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数:46件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
91	DV対策庁内連絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:5月29日 会場:第2庁舎地下会議室1・2 委員:19人(関係各課担当者) 内容:①川口市配偶者暴力相談支援センターの現状について②配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点について③こども家庭センターについて	協働推進課
94	DV等に関する啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(2), Ⅱ-7-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-7-(5), Ⅱ-7-(6), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-7-(8)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
101	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-8-(1)	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ)の尊重についての考え方を、社会に広く浸透させるための啓発を行った。	国の「男女共同参画基本計画(生涯を通じた女性の健康支援)」に関する情報をホームページに掲載。	協働推進課 DV相談関係課
102	性と健康の相談事業	Ⅱ・1 健康を育むまちづくり	Ⅱ-8-(1)	不妊や不育症に関する医学的・専門的な相談に医師が面談形式で対応するもの。または不妊カウンセラーや保健師が、思春期から更年期にかけてのからだや月経前症候群(PMS)などに関しての相談、不妊症・不育症などで妊娠を希望されるかたの悩み、流産・死産などに関しての相談に応じるもの。	対象者:市内在住のかた 相談件数:58件 オンデマンド配信講演会 (1)実施日:11月1日～11月29日 内容:不妊検査や治療について、妊活・不妊治療に必要な心身ケアや意思決定について 参加人数:68名 (2)実施日:12月24日～1月31日 内容:おうちでできる性教育(性教育を始める時期や方法、おすすめコンテンツ等) 参加人数:506名	保健所健康増進課
103	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発及び情報提供	Ⅱ・1 子どもがのびのび学べる環境づくり	Ⅱ-8-(1)	性に関する指導の実施 学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導が実施されるよう、情報を提供し、指導を行った。	小学校4年生時に、体育・保健、特活の授業の一環として、二次性徴について学習。(年約5時間程度) 中学校1年生時に、保健体育の保健分野で生殖にかかわる機能の成熟を2時間程度学習。	指導課
2	男女共同参画セミナー(男女共同参画に関する意識啓発の促進)(多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実)(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-1-(1), Ⅱ-5-(5), Ⅱ-8-(1)	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図るために開催した。	実施日:令和6年12月21日 内容:「親子で楽しく学ぶ～カラダとココロ～貼り絵ワークショップをとおり、自分らしさを知る」 参加者数:8人	協働推進課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた～男女共同参画イベント～	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンジア 内容: ・「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」 フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画～何のため?どんな社会に?どうやって?～」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場系物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX～挑戦者たち～ —名もなき労働とアンペイドワークに挑む—』 参加者人数:370人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
104	妊婦健康診査事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-8-(2)	疾病や異常を早期に発見し、妊娠中の健康状態を良好に保ち、丈夫な赤ちゃんを安全に出生できるように支援した。 経済的な理由などで妊娠中の健康管理を怠ることがないように経済的負担の軽減を図り、丈夫な赤ちゃんを安全に出生できるように支援した。	対象者:市内在住の妊婦 内容:母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査業務を委託している県医師会、助産師会埼玉県支部または県外の医療機関に妊婦が助成券を提出することにより、公費助成を実施。里帰り等で委託契約していない医療機関で受診した健診料金については、後日の申請により助成金を交付。 健康診査受診件数:延べ46,583件	保健所健康増進課
105	輝く女性の健康講座	I・1 健康を育むまちづくり	II-8-(2), II-8-(3)	女性の健康力の向上を目指して、ライフステージごとに必要な知識を幅広く普及、啓発した。	①実施日:11月1日 会 場:イオンモール川口 内 容:「助産師による女性特有の病気やライフステージごとの健康ポイントについての講話」「血管年齢測定」「腸の健康についての講話」 対 象:川口市民の女性とその家族 参加者:46名 ②実施日:3月1日～31日 内 容:3月の女性の健康週間に合わせ、11月1日に実施した「輝く女性の健康講座」の講演会映像配信	保健所健康増進課
106	生殖補助医療費助成事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-8-(2)	子どもを望む夫婦に対し、高額な生殖補助医療費の一部を助成することにより、少子化対策に資することを目的とし、経済的負担を軽減するもの。	実施期間:4月1日～3月31日 申請方法:健康増進課の窓口へ持参または郵送 助成件数:784件	保健所健康増進課
107	産婦健康診査事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-8-(2)	産後の母親の身体的な経過の確認をするとともに、育児不安の軽減、産後うつ等の予防を図ることができる。	対象者:市内在住の産後1か月までの産婦 内容:母子健康手帳の交付時に産婦健診助成券を交付し、産婦健診業務を委託している川口市医師会の医療機関や助産所等に産婦が助成券を提出することにより、公費助成を実施。里帰り等で委託契約していない医療機関で受診した健診料金については、後日の申請により助成金を交付。 受診件数:3,540件	保健所健康増進課
108	早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-8-(2)	子どもを望む夫婦に対し、不妊・不育症検査費用の一部を助成し、少子化対策に資することを目的とするもの。	実施期間:4月1日～3月31日 申請方法:健康増進課の窓口へ持参または郵送 助成件数:314件	保健所健康増進課
109	がん検診事業(子宮頸がん・乳がん)	I・1 健康を育むまちづくり	II-8-(2), II-8-(3)	・がんに対する知識を普及し、女性対象に早期発見、早期治療をすすめる事業を実施した。 (1)子宮頸がん検診(毎年)は20歳以上 (2)乳がん検診(隔年)は40歳以上	(1)子宮頸がん検診 内容:問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診 時期:6月～2月末日 受診者数 24,992人 (2)乳がん検診 内容:問診、視診、触診、乳房エックス線撮影 時期:6月～2月末日 受診者数 11,404人 ※対象者に無料クーポン券を交付	保健所健康増進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
55	ウェルカムBaby教室	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-4-(4), II-8-(2)	これから出産を迎える妊婦とその夫(パートナー)が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を知り、沐浴等の体験学習を行うことで、共に安心して出産、育児ができるようになることを目的に開催した。	対象者:教室受講時、市内在住で妊娠12週から31週6日の妊婦とそのパートナー 内容(実習):沐浴、妊婦疑似体験 実施回数:23回 参加者:1006人	保健所地域保健センター
69	妊産婦・新生児訪問指導	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	II-5-(2), II-8-(2)	妊産婦・新生児訪問事業は安全な出産、また、新生児期の発育・栄養環境・疾病予防に留意し、適切な処置をとることで、乳児の健全な発育と産婦の健康及び育児支援を目的とし実施した。	対象者:市内在住の妊産婦及び新生児 内容:保健師または委託医療機関等の助産師が 家庭訪問し、必要な保健指導を行った。 訪問件数:延べ8,869件	保健所地域保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(3) 性差に応じた健康支援の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
109	がん検診事業(子宮頸がん・乳がん)	I・1 健康を育むまちづくり	II-8-(2), II-8-(3)	・がんに対する知識を普及し、女性対象に早期発見、早期治療をすすめる事業を実施した。 (1)子宮頸がん検診(毎年)は20歳以上 (2)乳がん検診(隔年)は40歳以上	(1)子宮頸がん検診 内容:問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診 時期:6月～2月末日 受診者数 24,992人 (2)乳がん検診 内容:問診、視診、触診、乳房エックス線撮影 時期:6月～2月末日 受診者数 11,404人 ※対象者に無料クーポン券を交付	保健所健康増進課
110	女性専門外来	I・1 健康を育むまちづくり	II-8-(3)	女性医師が、女性特有の病気や体調不良といった悩みを持つ女性を対象に、診療科を限定せず、総合健診センターにてカウンセリングを行うもの。要予約。	参加者:0人 実績額:0円	医事課
105	輝く女性の健康講座	I・1 健康を育むまちづくり	II-8-(2), II-8-(3)	女性の健康力の向上を目指して、ライフステージごとに必要な知識を幅広く普及、啓発した。	①実施日:11月1日 会 場:イオンモール川口 内 容:「助産師による女性特有の病気やライフステージごとの健康ポイントについての講話」「血管年齢測定」「腸の健康についての講話」 対 象:川口市民の女性とその家族 参加者:46名 ②実施日:3月1日～31日 内 容:3月の女性の健康週間に合わせ、11月1日に実施した「輝く女性の健康講座」の講演会映像配信	保健所健康増進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
111	男女共同参画週間啓発事業「男女共同参画のつどい」	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-8-(4)	毎年6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念を啓発するため、講演会等を開催した。	実施日: 令和6年6月22日 場所: かわぐち市民パートナーステーション 参加者数: 80名 内容: 「自分らしく生きるために～快眠メソッドから」 講師: 三橋 美穂	協働推進課
112	薬物・アルコール等依存症に関する情報提供	Ⅰ・1 健康を育むまちづくり	Ⅱ-8-(4)	薬物・アルコール等依存症に関する情報や資料等を収集し、市民へ情報提供を行った。	地域保健センターの窓口において、依存症関連のチラシや県・市保健所等の事業のチラシを設置。	保健所地域保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(5) 女性のスポーツ活動支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
113	スポーツ教室開催事業	Ⅱ・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	Ⅱ-8-(5)	市民が生涯を通じてスポーツに親しむことを目的とし、スポーツを楽しみながら健康や体力の維持増進を図り、明るく活力に満ちた日常生活の実現に寄与するために各種スポーツ教室等を開催する。	・「女性水泳教室」 10月7日～12月2日 全8回 東スポーツセンター 参加者19人(のべ120人) ・「ピラティス教室」 9月25日～12月4日 全10回 安行スポーツセンター 参加者14人(のべ113人) ・「ヨガ教室」 9月28日～12月14日 全10回 安行スポーツセンター 参加者14人(のべ94人)	スポーツ課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
114	国際社会における取り組みの周知と理解の促進	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-9-(1), Ⅱ-9-(2)	男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接に関わっていることを理解するため、「女子差別撤廃条約」を始めとする条約や国際会議、国の動向について情報提供を行い、理解の促進を図った。	・男女共同参画に関連する条約や国際会議、国の取り組みなどに関する情報をホームページに掲載。 ・「女子差別撤廃条約」の周知を図るため、イベント・セミナーのアンケートに条約の周知度を計る項目を明記。	協働推進課
10	COLORFUL(カラフル)ふえすた〜男女共同参画イベント〜	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	I-1-(1), Ⅱ-1-(3), Ⅱ-5-(1), Ⅱ-5-(2), Ⅱ-5-(3), Ⅱ-7-(4), Ⅱ-8-(1), Ⅱ-9-(1)	男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催。	実施日:2月15日 会場:フレンジア 内容: ・「育児をシェア!!〜みんなで楽しもう〜」フォトコンテスト表彰式 ・絵本「わたしのワンピース」の読み語りと手遊び ・オリジナルミュージカル『シンデレラ』 ・創作落語「今さら聞けない男女共同参画〜何のため?どんな社会に?どうやって?〜」と替え歌ミニライブ ・講談『富岡製糸場系物語』 ・寸劇『川口プロジェクトX〜挑戦者たち〜一名もなき労働とアンペイドワークに挑む〜』 参加者人数:370人	協働推進課
93	ハーグ条約	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-7-(1), Ⅱ-7-(7), Ⅱ-9-(1)	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めに対応した。(子育て相談課が窓口となり、関係課に照会し回答。)	照会件数:0件	子育て相談課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

施策の方向(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
114	国際社会における取り組みの周知と理解の促進	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-9-(1), Ⅱ-9-(2)	男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接に関わっていることを理解するため、「女子差別撤廃条約」を始めとする条約や国際会議、国の動向について情報提供を行い、理解の促進を図った。	・男女共同参画に関連する条約や国際会議、国の取り組みなどに関する情報をホームページに掲載。 ・「女子差別撤廃条約」の周知を図るため、イベント・セミナーのアンケートに条約の周知度を計る項目を明記。	協働推進課

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
9	「男女共同参画推進条例」の普及・啓発	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅰ-1-(1)推進体制の整備	男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを目的とした本条例の普及・啓発を図った。	条例啓発パンフレットを男女共同参画コーナーに配架するとともに、ホームページに掲載した。	協働推進課
36	川口の男女共同参画を考える会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	Ⅱ-1-(3)推進体制の整備	男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働してセミナーの企画・運営を行った。市は学習・研修機会の提供や能力を発揮できるよう支援を行った。	活動内容:定例会・部会の開催、セミナーの企画、活動回数:定例会5回、部会10回、セミナー3種類 会員:25人 部会:地域・子育て部会、ワーク・ライフ・バランスを考える部会	協働推進課
115	男女共同参画に関する行政情報の提供	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	推進体制の整備	開かれた市政の運営を目指すため、男女共同参画に関する行政情報の積極的な提供に努めた。	広報紙への掲載、市政情報コーナー・男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)・各公共施設への配布、ホームページや広告媒体を活用した情報提供。	協働推進課
116	男女共同参画に関する情報収集及び連携・協力	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	推進体制の整備	国・県・他市等の取り組みについて、情報収集や情報交換を積極的に行い、相互の連携・協力を図った。	国・県・他市等の計画書・情報紙・啓発誌等の男女共同参画に関する資料を収集するとともに、相互の施設にて展示・配布。	協働推進課
117	川口市男女共同参画年次報告書	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	推進体制の整備	「第3次男女共同参画計画」の推進のため、様々な取り組みを行い、その実効性を高めるため、毎年進捗状況や施策の実施状況について報告書を作成し公表した。	・男女共同参画年次報告書(令和5年度事業報告) 市政情報コーナー、男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)に配架、ホームページに掲載。	協働推進課
118	総合的な拠点施設の検討	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	推進体制の整備	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、活動を支援するための総合的な活動拠点施設の開設をした。	拠点施設の開設 男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)において、情報紙・啓発誌・書籍、国・県等の資料を展示するほか、かわぐち市民パートナーズステーション等の施設を利用し、イベントやセミナー等の事業を実施。	協働推進課
119	男女共同参画社会の意識啓発のための職員研修会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	推進体制の整備	男女共同参画を推進する立場である行政職員としての必要な知識と認識を深めるため、男女共同参画に関する研修を実施し、意識の浸透を図った。	研修形式:オンライン上で研修資料を読み、ログフォームで効果測定を受ける 受講期間:令和7年2月18日(火)～3月18日(火) テーマ:パートナーシップ届出制度について テーマ:ベトナム人の国民性について 効果測定:1,841名 対象者:全職員	協働推進課
120	男女共同参画推進委員会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	推進体制の整備	基本計画や男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、その意見を施策に反映させるための有識者と市民により構成する男女共同参画推進委員会を開催した。	実施日:8月21日 委員:8人(市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者) 内容:①第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について ②令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について 実施日:11月15日 委員:7人(市民、市内民間団体、知識経験者、学識経験者) 内容:①第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について ②パートナーシップ届出制度の実施について ③川口市男女共同参画年次報告書について 実施日:2月21日 委員:6人(市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者) 内容:①第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について ②埼玉県内のパートナーシップ制度に係る連携について 実施日:3月28日 委員:2人(委員長、副委員長) 内容:第2次DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画市長答申	協働推進課

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

事業 番号	施策・事業名	第5次総合計画 の位置づけ	掲載箇所	事業概要	実績(令和6年度)	担当課
121	男女共同参画庁内連 絡会議	Ⅱ・4 互いに尊重・理 解し合う環境 づくり	推進体制 の整備	男女共同参画の推進に向けて、 関係各課との連絡調整を行うと ともに、総合的かつ効果的な施策を 進めるための庁内連絡会議を開 催した。	実施日:12月26日 委員:19人(市民生活部長ほか関係各課長) 内容:①第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題 を抱える女性への支援計画の策定について ②川口市パートナーシップ届出制度の実施について ③令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況 について ④川口市男女共同参画年次報告書について	協働推進課

5 推進指標の進捗状況

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値 (令和3年度)	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅰ 課題1	性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	(令和3年度) 62.0%	(令和8年度) 70.0%	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題2	男女平等意識の割合	(令和3年度) 《家庭生活》 31.7% 《学校教育》 65.8% 《職場》 22.8% 《地域活動》 38.4%	(令和8年度) 34.6% 76.4% 28.9% 51.7%	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題3	「男女共同参画社会」という用語の周知度	(令和3年度) 71.6%	(令和8年度) 100%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題1	① 各種審議会・委員会への女性の登用率	(令和4, 6年度) 26.9%, 28.3%	(令和7年度) 35%	協働推進課
	② 学校職員(幼・小・中)における女性管理職の割合	(令和3, 6年度) 18.7%, 20.3%	(令和8年度) 21.1%	学務課
基本目標Ⅱ 課題2	男女共同参画セミナー参加者の満足度	(令和3, 6年度) 85.7%, 100%	(令和8年度) 100%	協働推進課
基本目標Ⅱ 課題3	30代の女性の就業率(30～39歳)	(令和2年度) 72.7%	(令和7年度) 75.1%	国勢調査
基本目標Ⅱ 課題4	① 待機児童数	(令和4, 7年度) 19人, 9人	(令和8年度) 0人	子ども総務課

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値 (令和3年度)	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅱ 課題4	① 市男性職員の育児休業 取得率 ② 「仕事」「家庭生活」「地 域・個人の生活」をとも に優先している人の割合 (理想)	(令和3, 6年度) 24. 3%, 60. 2% (令和3年度) 23. 0%	(令和7年度) 50% (令和8年度) 50%	職員課 市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題5	「ユニバーサルデザイン」に ついての認知度	(令和3年度) 64. 5%	(令和8年度) 80%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題6	女性の防災リーダーの 認定者数	(令和3年度) 2, 687人(総数) (令和6年度) 3, 503人(総数)	(令和8年度) 3, 287人 (総数)	危機管理課
基本目標Ⅱ 課題7	パートナー間(夫婦・恋人) において、以下の行為がど のような場合であっても暴力に あたると認識する人の割合	(令和3年度) 《平手で打つ、こぶしで殴る》 86. 5% 《足で蹴る》 89. 6% 《「誰のおかげで生活できるのだ」 「役立たず」などと言う》 80. 9%	(令和8年度) 100% 100% 100%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題8	川口市民の65歳健康寿命 ※65歳に到達した人が健康で自立 した生活を送ることができる期間(要 介護2以上になるまでの期間)	(令和2, 5年度) 男性 17. 05歳 17. 27歳 女性 20. 20歳 20. 57歳	(令和7年度) 男性17. 74歳 女性20. 89歳	保健総務課
基本目標Ⅱ 課題9	「女子差別撤廃条約」という 用語の周知度	(令和3年度) 42. 1%	(令和8年度) 50%以上	市民意識調査

6 男女共同参画係の実施事業

(1) 男女共同参画に係る総合調整

① 川口市男女共同参画推進委員会

川口市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本計画及び重要事項について調査・審議を行う組織として、「川口市男女共同参画推進委員会」を設置。委員の構成は、市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者の12人以内の組織です。

令和6年度は、第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について審議を行うとともに、パートナーシップ届出制度の実施及び埼玉県内のパートナーシップ制度に係る連携、令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況、令和5年度版川口市男女共同参画年次報告書等について報告を行いました。

② 男女共同参画苦情処理委員制度

川口市男女共同参画推進条例第14条(市が実施する男女共同参画に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等について、市民及び事業者が苦情の申出または意見の提出ができると定めている)に基づく申出等に対し、適切な処理を行うことを目的としています。

川口市男女共同参画苦情処理委員

(第6期 令和5年7月1日～令和7年6月30日)

菅野 摂子 氏(埼玉大学准教授)

玉作 恵美 氏(さざんか総合法律事務所・埼玉弁護士会所属)

苦情・意見件数 0件

③ 男女共同参画庁内連絡会議

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するために設置。(委員19名)

第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画、川口市パートナーシップ届出制度、令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況、令和5年度版川口市男女共同参画年次報告書等について報告しました。

④ DV対策庁内連絡会議

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、川口市男女共同参画推進条例第7条（性別による権利侵害の禁止）に基づき、関係部課相互の連絡調整を行い、適切かつ迅速な対策を推進するために設置。（関係課17課）

川口市配偶者暴力相談支援センターの現状、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の変更点、こども家庭センターについて情報共有を行いました。

（2）市民との協働事業

① 川口の男女共同参画を考える会

協働推進課が事務局を務める市民ボランティア組織。男女共同参画セミナー等を市と共催で開催しました。

会員登録者25名（女性21名、男性4名）

（3）啓発事業

① 男女共同参画週間記念事業「男女共同参画のつどい」

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されたことから、国では毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」と定めており、本市では記念事業として平成13年から毎年講演会等を開催しています。

- ・日 時：令和6年6月22日（土）13時30分～15時
- ・場 所：かわぐち市民パートナーズステーション
- ・講 師：三橋 美穂 氏
- ・題 目：「自分らしく生きるために ～快眠メソッド～」
- ・参 加 者：80名

② 「育児をシェア！！～みんなで楽しもう～」フォトコンテスト

家庭生活における男女共同参画を促進するため、育児を楽しみながら行っていることがわかる写真を募集し表彰や展示を行いました。

- ・応募資格：市内在住または在勤
子どもの対象年齢を0歳～12歳
- ・応募作品：36点

③ ^{カラフル}COLORFULふえすた～男女共同参画イベント～

男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために平成11年から毎年開催しています。

- ・日 時：令和7年2月15日（土） 10時30分～15時
- ・場 所：川口駅前市民ホール フレンディア
- ・参加団体：13団体
- ・内 容：男女共同参画社会の実現に向けて団体による展示や成果発表、「育児をシェア！！～みんなで楽しもう～」フォトコンテストの表彰式等を開催しました。
- ・参 加 者：370名

④ 男女共同参画セミナー

男女共同参画社会の形成に関して深い理解と知識を持っていただけるよう、身近な話題や自己啓発につながる分野のテーマを取り上げ、スクーリング形式等で開催しました。

期日	場所	内容	参加者
4月27日	かわぐち市民パートナーステーション会議室	ココロも守る女性のための護身術WEN-DO（ウェンドー）	19人
7月13日	中央ふれあい館 日本間3号・4号	助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー （川口の男女共同参画を考える会と共催）	18人
9月28日	幸栄公民館 日本間2号	男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座 （川口の男女共同参画を考える会と共催）	24人
11月30日	かわぐち市民パートナーステーション会議室	女性のための法律講座～離婚についての基礎講座～	21人
12月21日	かわぐち市民パートナーステーション会議室	親子で楽しく学ぶ～カラダとココロ～ 貼り絵ワークショップをとおり、自分らしさを知る	8人

⑤ 女性に対する暴力をなくす運動（DV週間）啓発事業～DVを知ろう～

国では、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国債費）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を行っていることから、本市でもDVの根絶に向けて社会意識の醸成に努めるためにパネル展の開催や啓発テッシュを配布しました。

職員は、缶バッジに啓発用シールを貼付し装着しました。（11月1日～30日）

⑥ 女性総合相談

毎週火～金曜日10時～17時、女性相談支援員による対面相談等を実施しました。
相談件数：434件

⑦ 女性のための悩みごと電話相談

女性が抱える様々な問題について、気軽に相談することができ、自ら解決に立ち向かえる道筋をつけることを目的として、毎月第2・第4水曜日13時～15時、女性カウンセラーによる電話相談を実施しました。

相談件数：46件

⑧ 職員研修

行政職員として、男女共同参画と多文化共生に関する必要な知識と理解を深めるために職員研修を実施しました。

- ・ 受講期間 令和7年2月18日（火）～令和7年3月18日（火）
- ・ 研修形式 オンライン上で研修資料を読み、ロゴフォームで効果測定を受ける
- ・ 内 容 テーマ：パートナーシップ届出制度について
資 料：川口市パートナーシップ届出制度の手引き
テーマ：ベトナム人の国民性について
資 料：多文化共生社会の実現を目指して
～隣人の文化を知ろう～（ベトナム編）
- ・ 参加者：1,841人

⑨ 男女共同参画情報紙「Co-Labo コ・ラボ」

男女共同参画に関する認識を深めるため、9月と3月に発行し、町会を通じて市内全戸配布しました。公募による編集委員と作成しました。

編集委員：6人

発行部数：19万部

⑩ 男女共同参画啓発誌

男女共同参画についてわかりやすくイラストで表現し、データやコラム、有識者の文章などを掲載し、市民に配布する啓発ハンドブックとして発行しました。

- ・カラフル（中学生用）
- ・デートDV予防啓発付箋（高校生用）

⑪ 男女共同参画コーナー

市をはじめ国・県・その他の機関の男女共同参画に関する情報を提供しました。

資 料

川口市男女共同参画推進条例

平成24年3月27日

条例第17号

目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条―第17条）

第3章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努

めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第 1 1 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(市の施策)

第 1 2 条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

(拠点施設の設置)

第 1 3 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

(苦情の申出等及び処理)

第 1 4 条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第 1 5 条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市内の民間団体から選出された者

(3) 教育関係者

(4) 知識経験者

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

男女共同参画の取り組み

※太字は川口市の取り組み

昭和 20 年 衆議院議員選挙法改正に伴い婦人参政権実現
 昭和 21 年 衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使
 女性議員 39 名当選
 昭和 27 年 都道府県に婦人少年室設置
 昭和 28 年 第 1 回全国婦人会議
 昭和 45 年 **川口市立婦人会館開館（教育局）**
 昭和 50 年 国際連合は国際婦人年と定める
 国際婦人年世界会議（第 1 回）開催で「世界行動計画」
 」を採択（メキシコシティ）
 「婦人問題企画推進本部」、総理府婦人問題担当室
 を設置
 昭和 52 年 「国内行動計画」策定
 「国立婦人教育会館」が埼玉県嵐山町に会館
 昭和 55 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定（県）
 昭和 57 年 **「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する川口市計画」策定**
 昭和 59 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（修正版）」
 策定（県）
 昭和 60 年 男女雇用機会均等法成立
 労働基準法一部改正
 「女子差別撤廃条約」批准
 昭和 61 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定（県）
 総務部に青少年婦人対策課を設置、女性の地位向上
 を図るための取組みを開始
 「婦人対策庁内連絡会議」発足（現「男女共同参画
 庁内連絡会議」）
 昭和 62 年 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
 「婦人問題懇談会」を設置・婦人問題意見募集
 昭和 63 年 **婦人問題機関紙「川口の女性」（現「Co-Labo コ・**
 ラボ）」発行
 平成元年 **「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する第 2 次**
 川口市計画」策定
 平成 2 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」
 策定（県）
 平成 3 年 育児休業等に関する法律成立
 総務部青少年女性課に名称変更
 婦人問題懇談会を「女性問題懇談会」に名称変更
 平成 5 年 **女性問題懇談会から「明日を拓く女性—女性の地位**
 向上に関する川口市計画」への提言書が提出され
 る
 総務部青少年女性課女性係設置
 平成 6 年 総理府 男女共同参画室 発足
 「明日を拓く女性—女性の地位向上に関する第 3 次
 川口市計画」策定
 平成 7 年 育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）
 「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定（県）
 平成 8 年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定
 「世界女性みらい会議」開催（県）
 平成 10 年 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業
 法の改正
 企画財政部総合政策課に男女共同参画社会担当を
 設置
 平成 11 年 「男女共同参画社会基本法」施行
 川口市男女共同参画フォーラム開催
 男女共同参画啓発小冊子発刊
 平成 12 年 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
 「男女共同参画基本計画」策定
 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行（県）
 「男女共同参画社会推進会議」（旧女性問題懇談会）
 から「川口市男女共同参画計画（仮称）」への提言
 書を提出

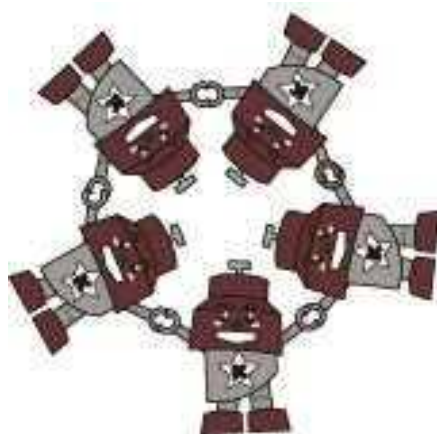
平成 13 年 内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置、
 配患者からの暴力の防止及び被害者の保護に關する法律（DV防止法）施行
 育児・介護休業法の一部改正
 女性政策課を男女共同参画課に名称変更（県）
 「川口市男女共同参画計画」策定、男女共同参画週
 間記念事業「川口市男女共同参画のつどい」開催
 平成 14 年 埼玉県男女共同参画推進センター「With You さい
 たま」開設（県）
 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定（県）
 平成 15 年 **「川口市男女共同参画推進員協議会」設置**
 平成 16 年 DV防止法一部改正
 平成 17 年 第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」
 世界閣僚級会合（ニューヨーク））
 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定
 平成 19 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン」見直し（県）
 男女雇用機会均等法の一部改正、施行
 平成 20 年 DV防止法一部改正、施行
 「川口市男女共同参画計画」見直し
 平成 21 年 育児・介護休業法の一部改正
 平成 22 年 「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定
 「川口市男女共同参画推進員協議会」から
 条例制定に向けての提言書を提出
 平成 24 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 24 年度～
 平成 28 年度）策定（県）
 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画
 （第 3 次）」策定（県）
 「川口市男女共同参画推進条例」施行
 「川口市男女共同参画推進員協議会」を「川口の男
 女共同参画を考える会」に名称変更
 「川口市男女共同参画推進委員会」設置
 平成 25 年 DV防止法一部改正（適用範囲の拡大）
 第 2 次川口市男女共同参画計画策定（DV対策基
 本計画も併設で策定）
 川口市男女共同参画苦情処理委員制度発足
 平成 26 年 「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡
 婦福祉法」に改称
 平成 27 年 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定
 市民生活部かわぐち市民パートナーズステーション
 に男女共同参画担当を移管
 平成 28 年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 （女性活躍推進法）施行
 ストーカー規制法の一部改正（規制対象行為拡大）
 組織改正により協働推進課男女共同参画係となる
 女性相談員を配置し女性総合相談窓口を開設
 平成 29 年 所得税法等の一部改正（配偶者控除等関連）
 育児・介護休業法の一部改正（2 歳までの育児休業
 再延長等）
 「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 29 年度～
 平成 33 年度）策定（県）
 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画
 （第 4 次）」策定（県）
 平成 30 年 「政治分野における男女共同参画の推進に関する
 法律」施行
 第 2 次川口市男女共同参画計画改訂
 （川口市推進計画も併設で策定）
 令和元年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 （女性活躍推進法）改正
 令和 2 年 「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定
 「川口市 DV 対策基本計画」策定
 令和 3 年 政治分野における男女共同参画の推進に関する
 法律改正

男女共同参画の取り組み

※太字は川口市の取り組み

- 令和4年 「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4年度～令和8年度）策定（県）
「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定（県）
- 令和5年 **「第3次川口市男女共同参画計画」策定**
- 令和6年 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の一部改正、施行
「川口市パートナーシップ届出制度」実施
埼玉県内のパートナーシップ制度に係る連携

「人ひとりの人権が尊重される社会」



みんな 輝いて



平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を記念して、内閣府で一般公募作品の中から決定しました。男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

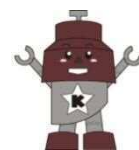
川口市 市民生活部
協働推進課 男女共同参画係

〒332-0015

川口市川口 1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4 階

TEL 048-227-7605

E-mail : 040.01013@city.kawaguchi.saitama.jp



川口市マスコット
「きゅほらん」